

能登町公共施設等総合管理計画 改訂版（第2期） (案)



策定 平成29年3月
改訂 令和8年 月
石川県能登町

目 次

1 章 公共施設等総合管理計画とは

1 - 1	公共施設等総合管理計画の改訂について	1-1
1 - 2	計画の位置づけ	1-3
1 - 3	計画期間	1-3

2 章 能登町の概要

2 - 1	位置・面積	2-1
2 - 2	人口の状況	2-2
2 - 3	財政の状況	2-4

3 章 公共施設等の現況と課題

3 - 1	対象施設	3-1
3 - 2	対象施設の現状	3-4
3 - 3	公共施設等更新投資可能額の設定	3-10
3 - 4	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費	3-11
3 - 5	現況と課題のまとめ	3-12

4 章 公共施設等総合管理計画の基本方針

4 - 1	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	4-1
4 - 2	数値目標	4-3
4 - 3	実施方針	4-4

5 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

5 - 1	建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	5-1
5 - 2	その他建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	5-22
5 - 3	インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針	5-26

6 章 計画の推進

6 - 1	計画推進後の更新経費の見込み	6-1
6 - 2	計画の推進方策	6-2

1章 公共施設等総合管理計画とは

1-1 公共施設等総合管理計画の改訂について

(1) 改訂の背景と目的

近年、我が国においては、高度経済成長期に建設された公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）の老朽化が進行し、その対策が大きな課題となっている。また、地方公共団体においては、厳しい財政状況の中で人口減少・少子高齢化に伴う公共施設等の変化に対応していくことが求められている。

本町では、公共施設マネジメントの取組みとして次の世代に負担を先送りしないよう施設の長寿命化や更新だけでなく、将来を見据えたサービス・公共施設のあり方を整理する「第1期能登町公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定した。

さらに、令和3年度には国の要請により、個別施設計画の内容を反映させた「公共施設等総合管理計画の見直し」に取り組むこととされたことから、「能登町公共施設等総合管理計画改訂版」を策定した。

今回、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨による影響を加味した内容に更新する必要があり、能登町復興計画の内容もふまえた第2期計画として改訂する。

(2) ファシリティマネジメント（FM）の導入

本計画は、町民とともに将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で策定し、町の将来ビジョンを実現する第一歩となるものである。

公共施設等は、公共施設やインフラ施設それぞれの管理ではなく、全体を捉えて戦略的に管理していくものである。このため、公共施設等に対する合理的な総合管理手法として、ファシリティマネジメントの手法を導入する。

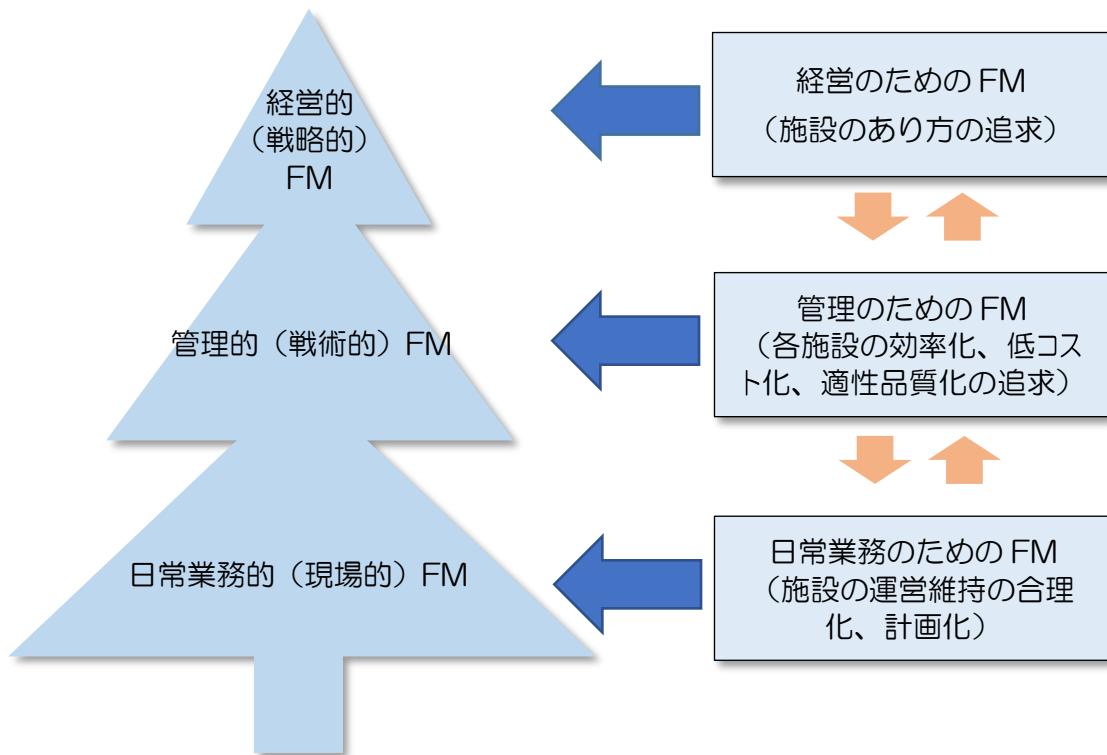
ファシリティマネジメントとは、組織が保有または使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進する。

- ① 全庁横断的な新体制の確立
- ② 総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③ 最適状態を維持する不断の検証

ファシリティマネジメントでは公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について検討する。ファシリティマネジメントにより、公共施設等の利用者や運営者、その他関係者の満足度がそれぞれ向上することとなる。

本計画策定にあたり、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、健全で持続可能なまちづくりを目指すものである。

図 1-1 : FM の階層的活動と因果連鎖



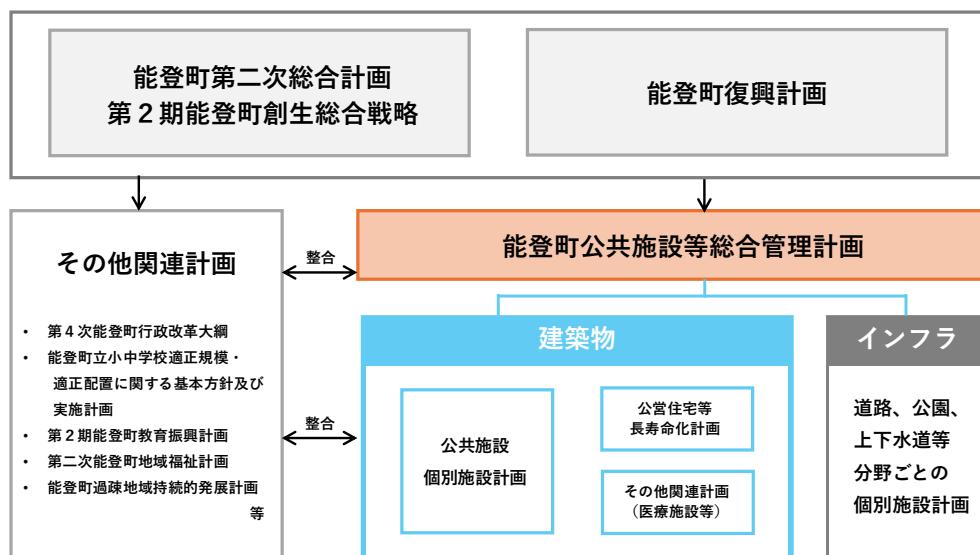
1-2 計画の位置づけ

本計画は、本町の上位計画である「能登町第二次総合計画」、「第2期能登町創生総合戦略」そして「能登町復興計画」との整合性を図りつつ、「第4次能登町行政改革大綱」、「能登町過疎地域持続的発展計画」等と連動して、各政策分野の中で、公共施設等の取組みに対し、横断的な方針を示すものである。

本計画に基づき、個別の公共施設等の今後の方向性、対策の優先順位の考え方や対策内容、実施時期等を具体化したものを「個別施設計画」として策定する。

また、個別の施設を対象として策定する「公営住宅等長寿命化計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」等、公共施設等の関連計画については、本計画の方針との整合性を図るものとする。

図 1-2：計画の位置づけ



1-3 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、長期的な視点に基づき策定する。また、内容が連動する個別施設計画と計画期間を合わせ、令和8(2026)年度から令和27(2045)年度までの20年間とする。5年前の令和3年度に計画策定を行い、5年ごとに計画の見直しを行っており、今回は第2期である。なお、取組状況の進捗や財政状況、社会情勢等に応じ、適宜見直すこととする。

計画	2021-2030	2031-2040	2041-2050
第1期 ◎能登町公共施設等総合管理計画 ●能登町公共施設個別施設計画	計画期間 2021~2040		
第2期 ◎能登町公共施設等総合管理計画 ●能登町公共施設個別施設計画	計画期間 2026~2045		
第3期 ◎能登町公共施設等総合管理計画 ●能登町公共施設個別施設計画	計画期間 2031~2050		

2章 能登町の概要

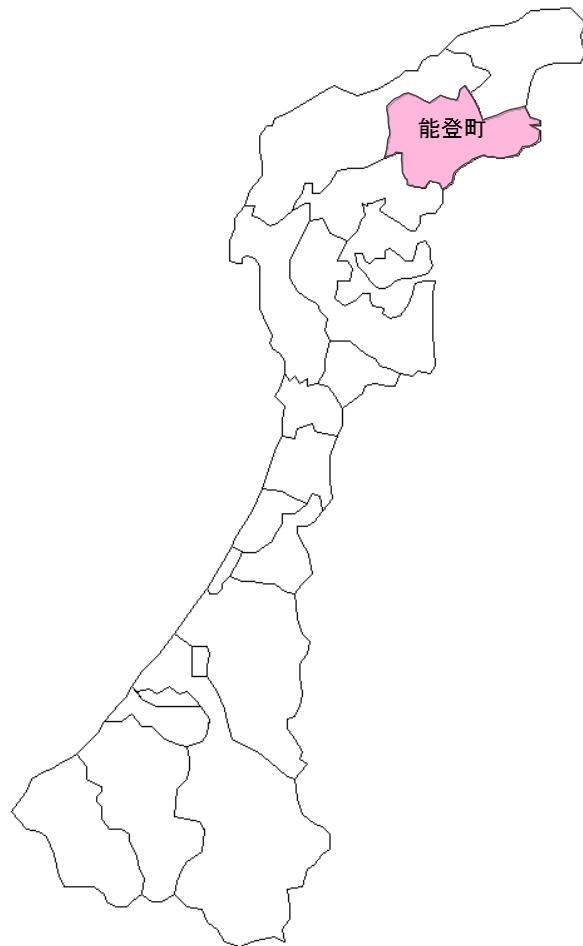
2-1 位置・面積

本町は、能登半島の北東部に位置し、平成17年3月1日、能都町・柳田村・内浦町が合併して誕生した。

町域は、東西約27キロメートル、南北約17キロメートルで、273.3平方キロメートルの面積を有し、北は珠洲市と輪島市、南西は穴水町に隣接し、東と南は富山湾に面している。海岸線の大半は能登半島国定公園に含まれ、外浦の豪壮な海食景観に対し、富山湾に面する内浦の柔軟な沈水景観は、九十九湾や遠島山など好風景を現している。北西端にはブナ林で知られ、展望が楽しめる鉢伏山（海拔543メートル）があり、町域の約8割が丘陵地となっている。

丘陵地は海岸にせまり、海岸段丘の発達が見られる。特に東側の海岸線は屈曲に富んで、天然の良港を形成し、山、川、海の豊かな自然環境に恵まれている。

図2-1：能登町の位置

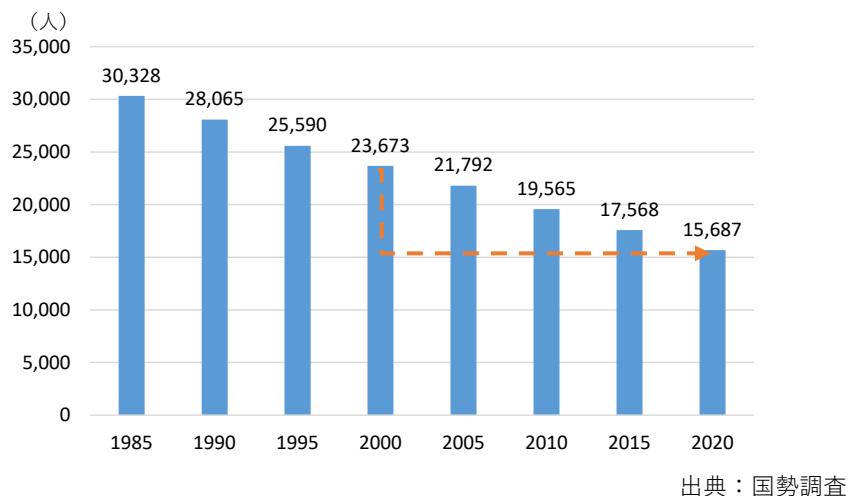


2-2 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向が続いており、令和2(2020)年国勢調査における人口は15,687人、平成12(2000年)から令和2(2020年)の20年間で7,986人(33.7%)減少している。

図2-2：総人口の推移

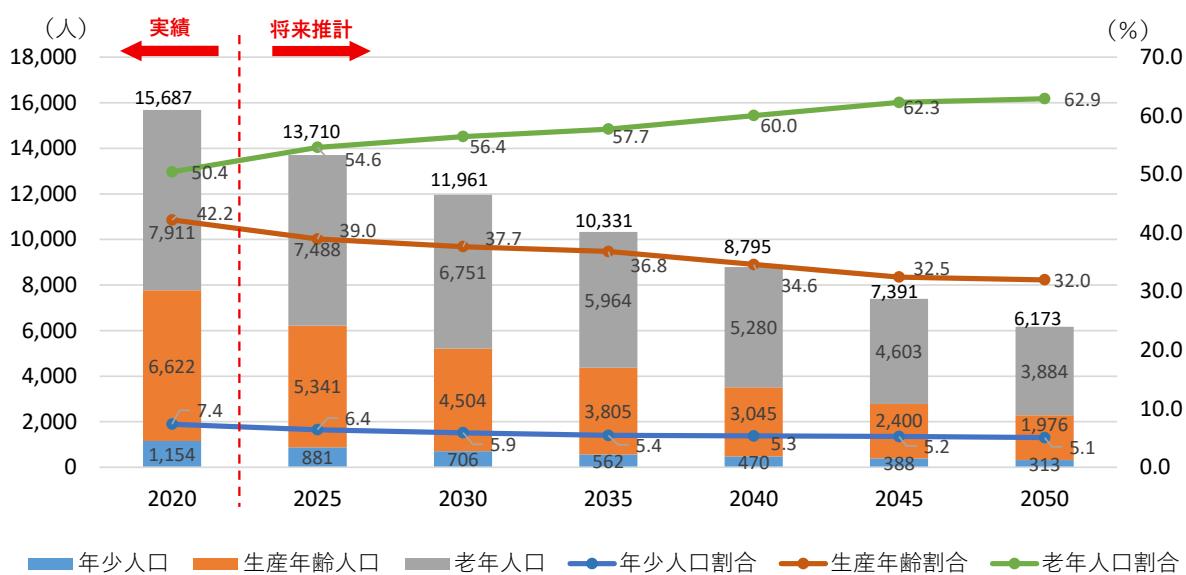


(2) 人口の将来推移（推計）

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口は 2050 年には 6,173 人と推計され、2020 年と比較すると 30 年で約 60% の減少とされている。

年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老人人口（65 歳以上）の構成比率は、2020 年と 2050 年で年少人口が 7.4→5.1%、生産年齢人口が 42.2%→32.0%、老人人口が 50.4%→62.9% と高齢化率が上昇する。

図 2-3：人口の将来推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別の男女・年齢階級別将来推計人口」

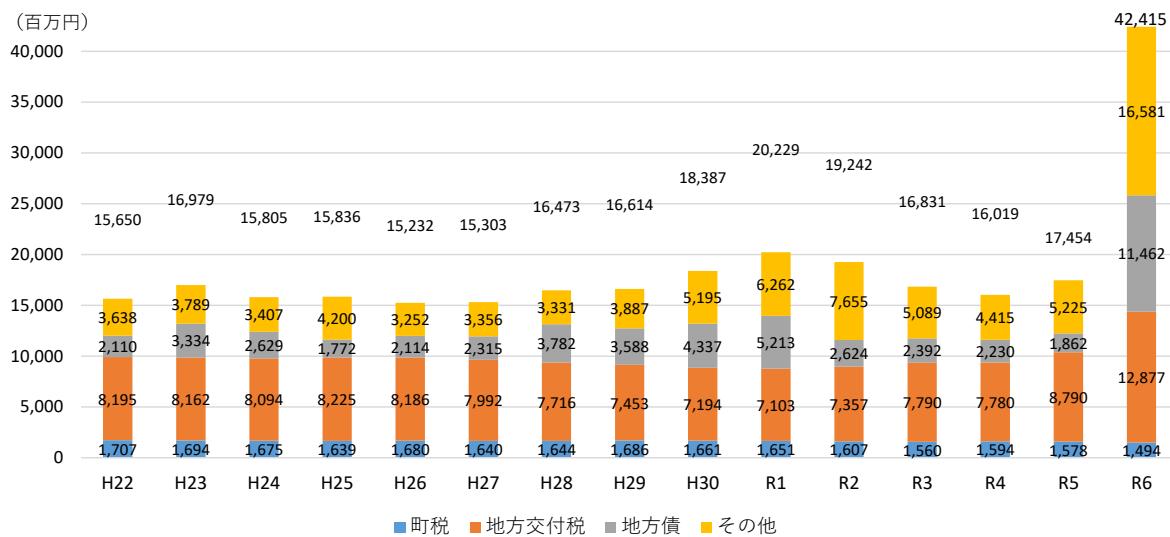
※2020 年は国勢調査の人口、2025 年以降は将来推計人口

2-3 財政の状況

(1) 歳入の状況

令和6年度は、令和6年能登半島地震および奥能登豪雨の影響により、過去最高の決算額となった。震災復興のための全国の方々からいただいた寄附金や災害復旧・復興関連の補助金・交付金などの臨時的な収入のため、「その他」の項目の割合が大きくなっている。自主財源である町税は年々減少傾向にあり、地方交付税などに依存している状態で、将来負担への更なる影響が懸念される。

図2-4：普通会計決算の状況（歳入）の推移

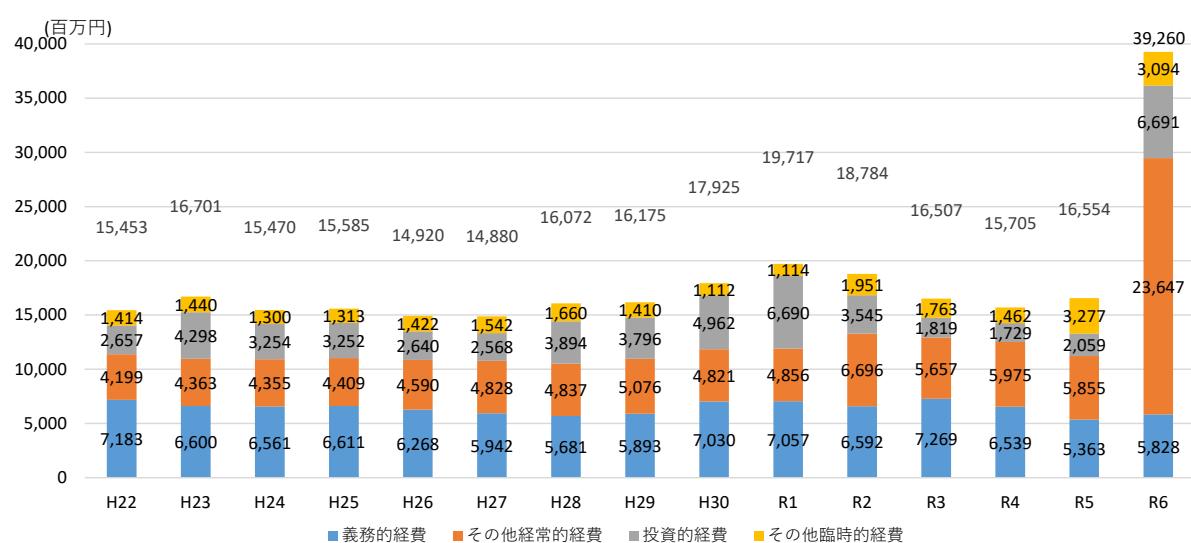


(2) 岁出の状況

平成 28 年度から投資的経費が増加しているが、令和元年度に庁舎建設事業が完了し、令和 2 年度から令和 5 年度は減少している。

令和 6 年度は歳入と同様に過去最高の決算額となった。その中でもその他経常的経費および投資的経費の割合が、令和 6 年能登半島地震および奥能登豪雨の影響による災害の復旧・復興に関する事業費のために増加した。

図 2-5：普通会計決算の状況（歳出）の推移



(3) 財政指標の推移

自主財源の比率を表す財政力指数は、0.2 から 0.19 に減少している。0.19 は石川県内市町で最も低い数値であり、財源に余裕のない厳しい状況であると言える。財政硬直化を示す経常収支比率は、平成 30 年度から行ってきた大型の繰上償還により、数値は年々改善していくが、今後は震災に係る起債の償還が増えることから、数値は悪化に向かう見込みであり、経常経費を削減していく必要がある。

図 2-6：財政力指数の推移

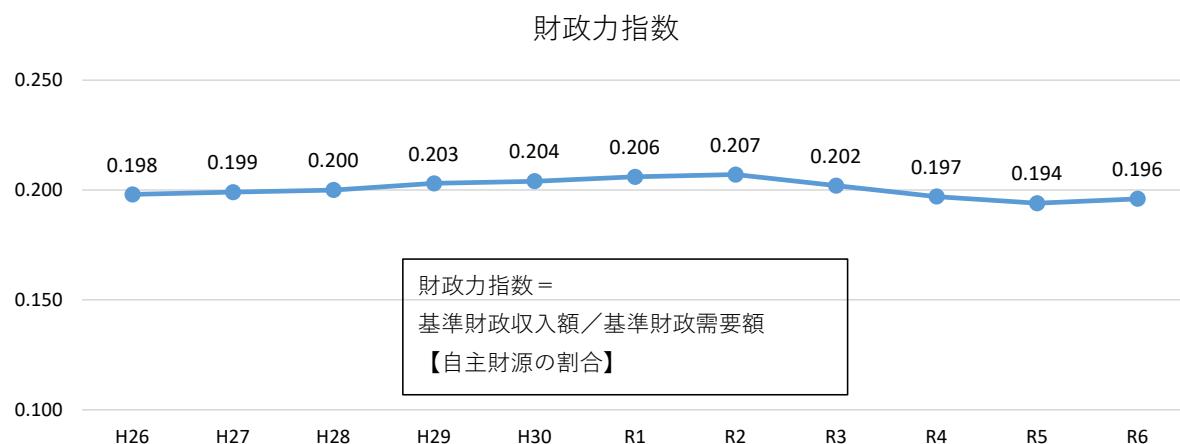
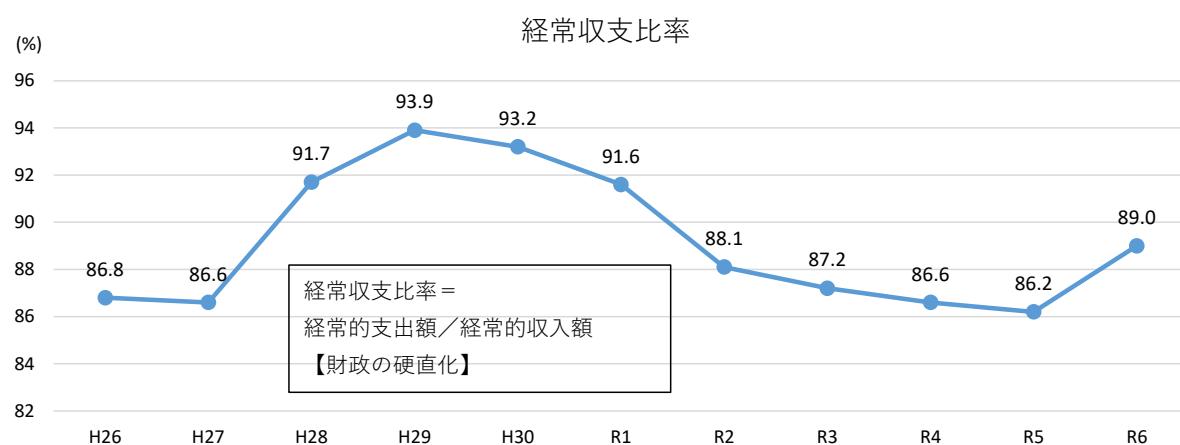


図 2-7：経常収支比率の推移



また、一般会計が負担する公債費と標準財政規模（経常的一般財源の規模）との割合を示す実質公債費比率は令和5年度までの大型繰上償還により減少していたが、災害復旧事業債等起債残高の大幅増によって悪化していくことが見込まれる。経常一般財源の確保のためにも、繰上償還を再開する必要がある。

地方債残高と標準財政規模の割合である将来負担比率は、平成29年度からの大型プロジェクトの実施により増加に転じており、令和元年度は大幅に上昇したが定時償還の進捗と、これまでの計画的な繰上償還により、着実に改善してきた。令和5年度は、財政調整基金・減債基金・令和6年能登半島地震復興基金への積み立てにより、充当可能基金残高が21億円増加し、将来負担比率は大幅減となり、平成19年度公表以来最低値となった。

図2-8：実質公債費比率の推移

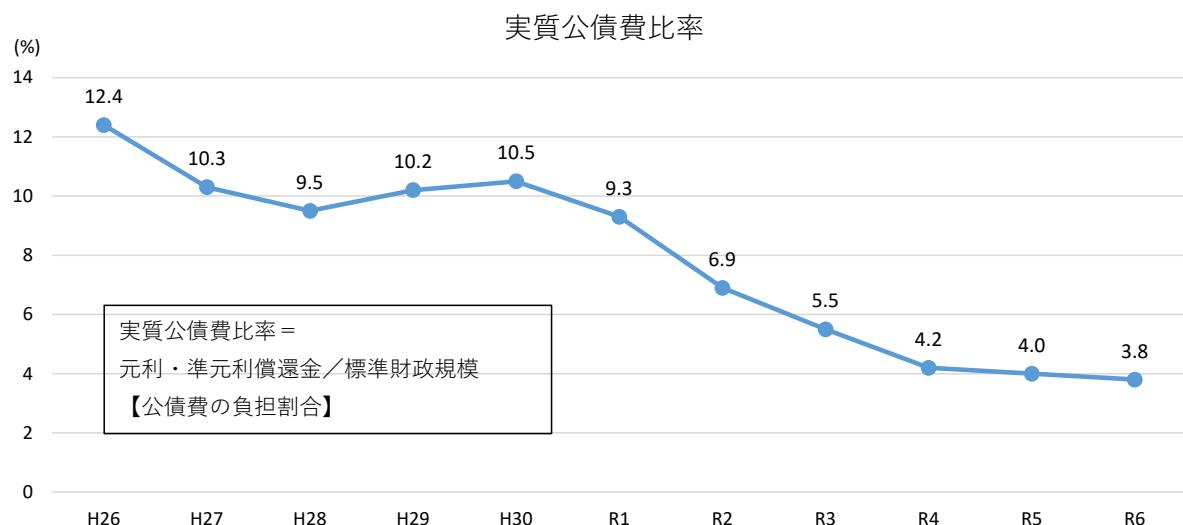
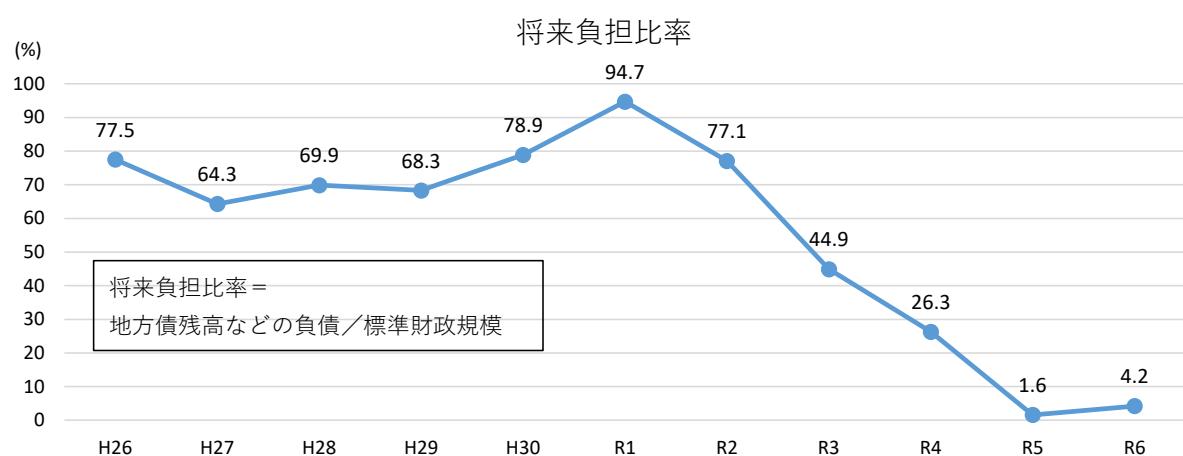


図2-9：将来負担比率の推移



3章 公共施設等の現況と課題

3-1 対象施設

(1) 対象とする施設

本計画では、令和7年4月1日現在、本町が所有する全ての施設を対象とする。

対象とする施設は、建築系公共施設、その他建築系公共施設及びインフラ系公共施設に分類され、全てを総称して「公共施設等」とする。

(2) 施設の分類

① 建築系公共施設

表 3-1：建築系公共施設の分類と具体的な施設

大分類	小分類	具体的な施設
町民文化系施設	集会所	集会所
	公民館	公民館、公民館分館
	図書館	柳田教養文化館
	研修施設	姫交流センター、内浦多目的交流研修施設
社会教育系施設	博物館等	能登町真脇遺跡縄文館、能登内浦のドブネ収蔵庫等
	美術館	羽根万象美術館
スポーツ・レクリエーション施設	体育館	内浦体育館、能都第二体育館等
	野球場	柳田野球場、内浦野球場等
	競技場	内浦陸上競技場多目的広場 藤波運動公園多目的広場
	テニスコート	屋内テニスコート 藤波運動公園管理中央センター
	武道館	内浦第二体育館
	観光施設	のと九十九湾観光交流センター、大屋根広場等
	その他観光施設	九十九湾園地、赤崎海岸休憩舎等
	飲食等施設	柳田植物公園内飲食等施設
	宿泊施設	うしつ荘、やなぎだ荘等
	温浴施設	縄文真脇温泉浴場 やなぎだ荘温泉センター

大分類	小分類	具体的施設
産業系施設	農業振興施設	農林産物加工施設、ブルーベリー普及センター
	その他農業振興施設	七見台潮験体験農園管理棟
	漁業振興施設	宇出津港水産物鮮度保持施設 宇出津港水産物加工処理施設
	産業振興施設	能登海洋深層水施設
	特産物直売所	桜峠直売所、鮭尾直売所
学校教育系施設	小学校	小学校
	中学校	中学校
子育て支援施設	保育所	保育所
	児童館	こどもみらいセンター まつなみキッズセンター
保健・福祉施設	社会福祉施設	能登七見健康福祉の郷「なごみ」
	介護福祉施設	デイサービスセンター
	老人福祉施設	老人憩の家、笹ゆり荘
行政系施設	消防庁舎	消防署、消防署分署
	その他消防施設	消防団分団詰所
	行政庁舎	能登町役場
	総合支所	柳田総合支所
	その他行政系施設	情報ネットワークセンター、柳田地区水防倉庫等
公園	公園施設	真脇遺跡公園、柳田植物公園（管理施設）
供給処理施設	廃棄物処理施設	衛生センター、能都埋立処分場
	火葬場	能登三郷斎場（火葬場）
	葬祭場	能登三郷斎場（多目的交流センター）
	その他供給処理施設	環境資材倉庫
その他	公共交通施設	小木港バス待合所、柳田天坂バス停留所等
	トイレ	岩井戸休憩所、秋吉あまめはぎ公園便所等
町民文化系施設（複合施設）		鵜川支所・公民館 観光・地域交流センター「コンセールのと」 小木地域交流センター
行政系施設（複合施設）		内浦総合支所
用途廃止施設	旧施設	旧三波小学校、旧神野小学校等
	普通財産	旧神野保育所、旧柳田分署等
譲渡検討施設		能登海洋水産センター

② その他建築系公共施設

表 3-2：その他建築系公共施設の具体的施設

分類	具体的施設
町営住宅	公営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅
医療施設	病院、医師住宅、看護師住宅
バス待合所	トイレ設備のないバス待合所

③ インフラ系公共施設

表 3-3：インフラ系公共施設の具体的施設

分類	具体的施設
道路	町道、農道、林道
橋梁	—
公園	公園緑地（園路及び広場、遊具等）
河川・ダム・砂防	—
海岸・漁港	—
上水道施設	管路、浄水場、配水池
下水道施設	管渠、処理場、ポンプ場

3-2 対象施設の現状

(1) 建築系公共施設及びその他建築系公共施設

① 建築系公共施設の保有状況 (令和7年4月1日時点)

令和7年4月1日現在、建築系公共施設は189施設、延床面積は145,081m²である。建築系公共施設を大分類別にみると、施設数が最も多いのは町民文化系施設で61施設であり、そのうち集会所が44施設を占めている。延床面積では学校教育系施設が44,670m²で最も大きい。全国的な傾向と同様に学校教育施設の1施設あたりの延床面積が大きいことが影響している。施設数、延床面積ともに、スポーツ・レクリエーション施設が2番目に多く、34施設、29,093m²である。体育館やテニスコート及び宿泊施設など、1施設あたりの延床面積が比較的大きい施設が多いことが挙げられる。

表 3-4：施設小分類別の施設数・延床面積（建築系公共施設）

大分類	小分類	施設数	延床面積(m ²)	m ² ／施設
町民文化系 施設	集会所	44	5,199	118
	公民館	14	9,698	693
	図書館	1	696	696
	研修施設	2	1,074	537
社会教育系 施設	博物館等	5	5,281	1,056
	美術館	1	606	606
スポーツ・ レクリエーショ ン施設	体育館	5	8,122	1,624
	野球場	3	210	70
	競技場	2	621	310
	テニスコート	2	4,670	2,335
	武道館	1	1,003	1,003
	観光施設	3	1,081	360
	その他観光施設	5	829	166
	飲食等施設	3	713	238
	宿泊施設	8	11,116	1,390
	温浴施設	2	728	364
産業系施設	農業振興施設	2	168	84
	その他農業振興施設	1	175	175
	漁業振興施設	2	2,116	1,058
	産業振興施設	1	426	426
	特産物直売所	2	149	75
学校教育系 施設	小学校	5	24,054	4,811
	中学校	4	20,616	5,154
子育て支援 施設	保育所	3	2,429	810
	児童館	2	1,500	750
保健・福祉 施設	社会福祉施設	1	2,527	2,527
	介護福祉施設	3	1,092	364
	老人福祉施設	3	1,300	433
行政系施設	消防庁舎	3	3,908	1,303
	その他消防施設	14	3,090	221
	行政庁舎	1	6,414	6,414
	総合支所	1	494	494
	その他行政系施設	5	2,408	482
公園	公園施設	2	1,357	678
供給処理施設	廃棄物処理施設	2	1,244	622
	火葬場	1	1,590	1,590
	葬祭場	2	1,541	771
	その他供給処理施設	1	346	346
その他	公共交通施設	3	152	51
	トイレ	6	180	30
複合施設	鵜川公民館	1	887	887
	観光・地域交流センター	1	1,997	1,997
	小木地域交流センター	1	907	907
	内浦総合支所	1	1,888	1,888
用途廃止施設	旧施設	6	4,415	736
	普通財産	7	3,020	431
譲渡検討施設	譲渡検討施設	1	1,044	1,044

※延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

② その他建築系公共施設の保有状況（令和7年4月1日時点）

令和7年4月1日現在、その他建築系公共施設の保有状況は表のとおりで、令和2年時と大きな差はない。

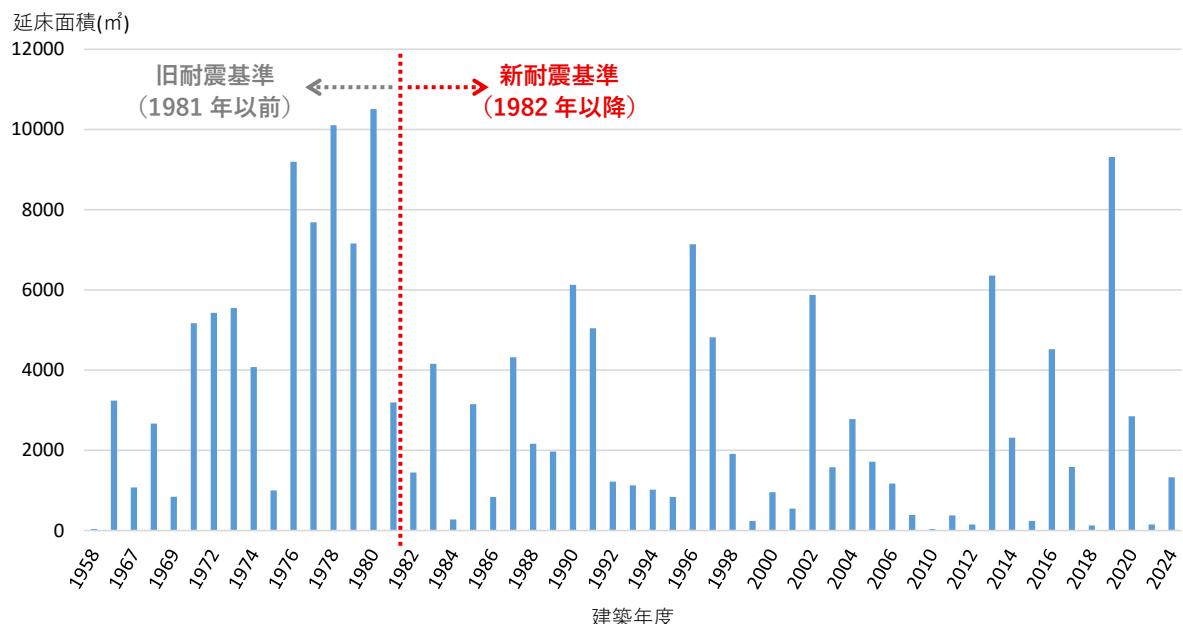
表 3-5：施設数と延床面積（その他建築系公共施設）

分類	施設数	延床面積
町営住宅	19	22,007 m ²
医療施設	10	13,265 m ²
バス待合所	42	290 m ²

③ 整備時期

建築系公共施設及びその他建築系公共施設の建設時期は、旧耐震基準で建設された昭和45年(1970)年～昭和55(1980)年のものが多く、今後多くの施設で更新時期を迎えることになる。

図 3-1：年度別整備延床面積



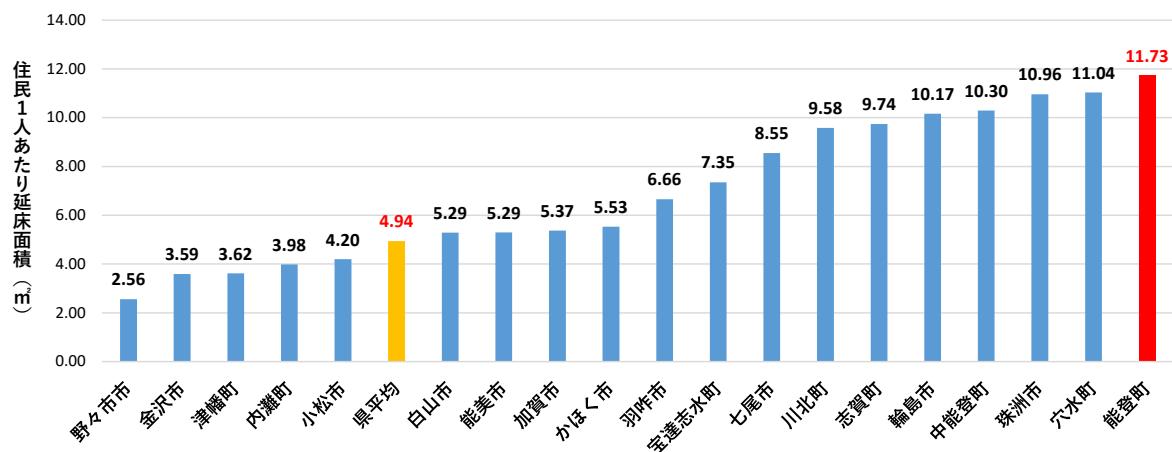
※旧耐震基準とは

旧耐震基準とは昭和25(1950)年から昭和56(1981)年まで適用された耐震基準である。新耐震基準は旧耐震の基準が補強され、震度6強～7に達する程度の大規模地震動に対して安全を確保するという規定が加わった。

④ 住民1人あたり総延床面積

令和5年度公共施設状況調査では、住民1人あたりの建築系公共施設及び医療施設を除くその他建築系公共施設の延床面積は11.73m²と県内で最も多く、県平均の2.4倍程度にあたり、人口に対して公共施設が多いことがわかる。

図3-2：県内市町の住民1人あたり施設延床面積



出典：令和5年度公共施設状況調査
住民基本台帳（令和6年3月）

⑤ 過去に行った対策の実績

令和2年度から令和6年度の間に、建替、大規模改修、除却及び売却等の対策を行ってきた。以下の表に主な施設を記載する。

表3-6：対策別の主な施設と実施年度

対策内容	施設名	対策実施年度	備考
建替	小間生公民館	R2 (2020)	
	うしつ保育所	R6 (2024)	集約化
	城野町営住宅/梅の木団地	R2 (2020) ～R3 (2021)	1号2戸/長屋、 1号棟建替
大規模改修	小間生分団詰所/セミナーハウス山びこ	R2 (2020)	増築
除却	旧鵜川小学校	R3 (2021)	
	旧能登町役場	R3 (2021)	
	ハーモニーセンター・レクリエーションセンター	R4 (2022)	
	国民宿舎能登うしつ荘 (簡易宿泊所・便所棟・漁心庵・野外炊事施設)	R4 (2022)	
	ひばり保育所	R4 (2022)	
売却	福光堆肥センター	R2 (2020)	
	農林水産物加工開発センター	R2 (2020)	
建築	小木地域交流センター	R2 (2020)	
	大屋根広場(倉庫棟/トイレ棟)	R6 (2024)	
取得	能登自動車学校	R2 (2020)	削減目標延床面積対象外

(2) インフラ系公共施設

① インフラ系公共施設の保有状況（令和7年4月1日時点）

インフラ系公共施設の保有状況は、以下の表のとおりである。

表 3-7：道路及び橋梁の保有状況

分類	種別	実延長合計	面積
道路	町道	574,044m	—
	農道	455,701m	—
	林道	148,465m	—
橋梁	PC 橋/RC 橋等	3,263m	18,601 m ²

表 3-8：公園、河川・ダム・砂防及び海岸・漁港の保有状況

分類	種別	施設数	延長、面積
公園	—	12 か所	366,808 m ²
河川	普通河川	87 河川	—
ダム	—	— (※)	—
砂防	急傾斜対策施設	32 か所	—
海岸	漁港海岸	8 漁港海岸	—
漁港	第1種・第2種	10 漁港	—

※町はダムを保有していないが、県有施設のダムを管理している。

表 3-9：上水道施設の保有状況

分類	種別	施設数	延長・面積
上水道施設	導水管	—	8,263m
	送水管	—	18,529m
	配水管	—	392,936m
	浄水場	4 か所	830.57 m ²
	配水池	45 か所	—

表 3-10：下水道施設の保有状況

分類	種別	施設数	延長・面積
下水道施設	下水道管渠	—	182,758m
	終末処理場	14 か所	1,148.00 m ²
	浄化センター・ポンプセンター	5 か所	3,403.71 m ²

② インフラ系公共施設保有量の推移

インフラ系公共施設の保有量の推移は、以下の表のとおりである。

表 3-11：インフラ系公共施設の保有量の推移

分類	平成 27 年 4 月 1 日 時点	令和 2 年 4 月 1 日 時点	令和 7 年 4 月 1 日 時点
	延長、面積	延長、面積	延長、面積
道路（町道）	568,631m	571,779m	574,044m
橋梁	3,194m	3,265m	3,263m
公園	365,980 m ²	366,808 m ²	366,808 m²
上水道（管路）	417,435m	419,699m	419,728m
下水道（管渠）	196,504m	182,758m	182,758m

（3）有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率の推移は、以下の表のとおりである。

表 3-12：有形固定資産減価償却率の推移

年度	減価償却率
令和元年度	66.2%
令和 2 年度	67.1%
令和 3 年度	68.6%
令和 4 年度	70.0%
令和 5 年度	71.5%

3-3 公共施設等更新投資可能額の設定

令和6年度は、令和6年能登半島地震の影響で、その他の地方債の多額の発行があった。

公共施設の更新費用については、主に過疎対策事業債^{※1}でまかなうことになるが、過疎対策事業債は全国で配分額が決まっており、発行限度額が設定される。そのほか、緊急防災・減災事業債など政策推進や課題解決のため时限的に認められる特別な地方債が主な借入となる。本町の過去の借入実績や返済に充当可能な一般財源の規模等から、本計画期間における公共施設への投資可能額は年間「12.5億円」となった^{※2}。

※1 過疎対策事業債とは

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められる地方債。充当率は100%であり、その元利償還金の70%が普通交付税に算入される。

※2 次の財政状況を設定して試算。

- ① 過去の実績等から、過疎対策事業債発行限度額13億円、その他の地方債（緊急防災・減災事業債・公共事業等債など）発行額3.8億円とする。
- ② 地方債返済に充当可能な一般財源のうち、交付税が算入されない額（非算入公債費）の上限を6.8億円とする。
- ③ インフラ事業費9億円、県営事業等10億円とする（非算入公債費4.3億円）。
- ④ $6.8\text{億円} - 4.3\text{億円} = 2.5\text{億円}$ を公共施設整備における非算入公債費とする。
- ⑤ 上記設定における公共施設整備の事業費として、過疎対策事業債充当事業費8.7億円、その他起債充当事業費3.8億円と試算した。
(8.7億円+3.8億円=12.5億円（投資可能額）)

図3-3：地方債発行額内訳の推移

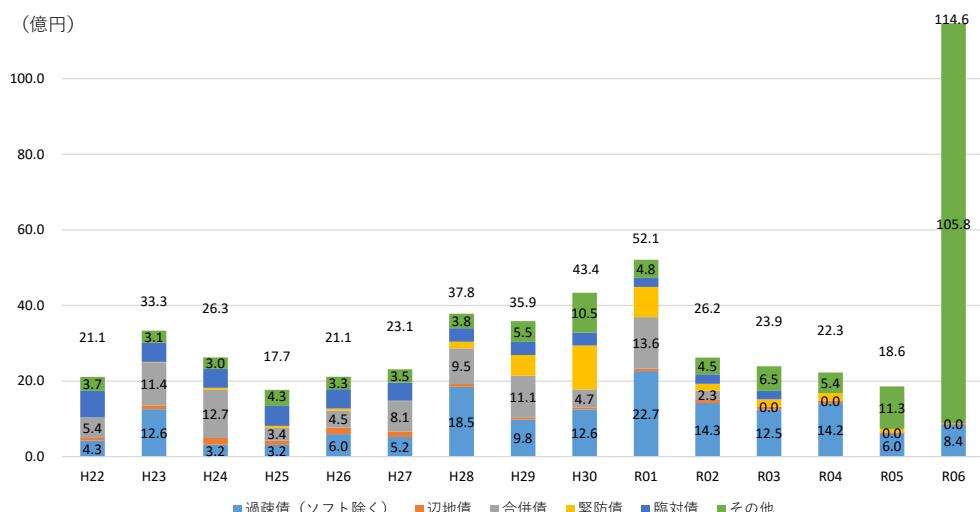


表 3-13：施設類型別の計画期間内の投資可能額

施設類型	投資可能額
建築系公共施設	12.5 億円/年
その他建築系公共施設（医療施設）	1.2 億円/年
インフラ系公共施設（上下水道除く）	9.0 億円/年
インフラ系公共施設（上下水道）	9.8 億円/年

3-4 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費

（1）将来更新費用の試算条件

試算にあたっての更新単価は総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年版）」に記載されている単価を使用した。

表 3-14：建築系公共施設更新費用算定の試算条件

施設分類（建築系公共施設）	大規模改修	建替え
市民文化系施設、社会教育系施設、行政系施設	25 万円/m ²	40 万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/m ²	36 万円/m ²
学校教育系施設、子育て支援施設 ほか	17 万円/m ²	33 万円/m ²

注）公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 28 年版）（総務省）

※大規模改修は、バリアフリー対応等社会的改修を含む。

※建替えは、躯体費用を含む。

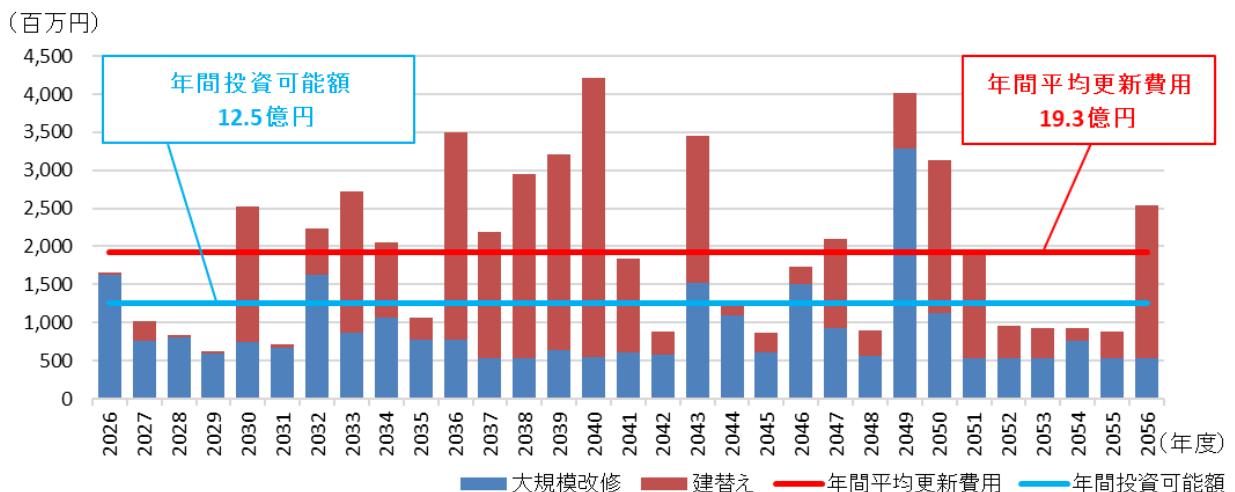
（2）将来更新費用の試算結果

① 建築系公共施設の更新費用

総務省の更新費用試算ソフトによる試算条件により、本町の保有する建築系公共施設のうち用途廃止施設及び譲渡検討施設を除いた全施設にかかる更新費用を試算した。

今後の更新必要額としては平均で年間 19.3 億円が必要という算定となった。

図 3-4：建築系公共施設の更新費用予測の試算



② インフラ系公共施設の更新費用

総務省の更新費用試算ソフトによる試算条件により、インフラの保有量による将来更新費用を推計すると、今後 40 年間で 1,046.1 億円、年平均 26.2 億円と算定された。ただし、この試算額は道路延長や上水道の管路、下水道の管渠延長から自動的に算定したものである。

3 - 5 現況と課題のまとめ

(1) 公共施設等の更新等に対する財源不足

高度経済成長期以降、時代の要請から全国的に積極的な社会資本整備が行われてきており、本町においても合併前の旧三町村においてそれぞれ当時の行政課題に応じ、公共施設の整備を行ってきた。先にも示したとおり、本町では建築系公共施設の老朽化が進行し、今後多くの施設が更新等の時期を迎える一方、人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少等により、公共施設等の更新等に対する財源不足が見込まれる。

本町が現在保有する建築系公共施設のうち、今後削減される見込みである旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く全ての建築系公共施設を築 30 年目に大規模改修、築 60 年目に建替えるものとして試算した結果、今後の更新必要額としては平均で年間 19.3 億円の算定であった。しかし、先に示したとおり建築系公共施設の更新への投資可能額は年間 12.5 億円である。これは現在の保有施設全てを管理・更新することが不可能であり、町民に対する良好なサービスの継続に支障が出るおそれがあることを示している。

(2) 建築系公共施設保有量の方向性

公共施設等への投資可能額が限られる中、今後多くの建築系公共施設が更新時期を迎えるにあたり、将来にわたって安全・安心なサービスを継続していくためには、将来の人口規模

や施設利用状況を勘案し、投資対象の選択を図る必要がある。

また、震災や水害により甚大な被害を受けた施設等については、今後の利用ニーズ等を踏まえ、同種施設との統合や複合化等を図り、保有量は効率化しつつ、町民にとって利用しやすい施設としていくことが重要となる。

(3) インフラ系公共施設保有量の方向性

インフラ系公共施設は、道路、橋梁、上下水道など町民の暮らしを支える重要な施設である。そのため、インフラ系公共施設を維持するための経費については一定の支出が必要となる。ただし、必要性の低くなった施設、被災した施設の廃止や、利用減少による施設のダウンサイジングなどに取り組むことで経費の縮減に努める必要がある。

(4) まとめ

以上より、限られた財源の中で将来にわたって安全・安心なサービスを継続していくためには、施設数や延床面積の多くを占める建築系公共施設保有量を適正化する必要がある。

4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

4-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 建築系公共施設

① 施設の更新（建替え）について

基本的に改善・改修・建替えを実施し、必要な事業に応じたものとする。

② 施設総量（総床面積）

更新の際は、統合を検討し、複合施設とすることで施設総量を減少させる。利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合を検討する。

③ 施設の維持管理・運営コストについて

運営については指定管理者制度の活用や、地域住民による維持管理協力、譲渡等の民間の活力を促進する。PPP/PFI※など、官民連携を推進しながら、施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

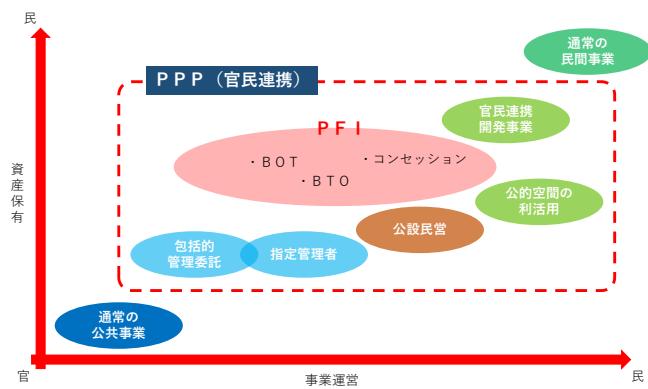
また、再生可能エネルギーシステムを積極的に導入することにより、環境負荷の低減と施設維持コストの縮減を実現する。

※PPP/PFIとは（内閣府 民間資金等活用事業推進室資料より抜粋、加筆）

PPP（Public Private Partnership – 官民連携事業）とは、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法。

PFI（Private Finance Initiative – 民間資金等活用事業）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。PFIはPPPの一つとして示される。

PPP/PFI概念図



(2) その他建築系公共施設

町営住宅に関しては、令和2年度に改訂を行った「能登町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化及び維持管理を行うものとし、用途廃止となる公営住宅等については順次除却を行う。

医療施設については、「新・公立宇出津総合病院改革プラン」並びに平成30年度に策定した「公立宇出津総合病院修繕計画」に基づき、計画的な施設改修・更新・長寿命化を図っていく。

その他建築系公共施設の管理に関する基本方針については、各施設の計画に基づくため、以下の項目においては記載を省略する。

(3) インフラ系公共施設

① 現状の投資額について

一般財源の規模等から算出された投資可能額でインフラ整備を行うためには、老朽化状態を把握したうえで優先順位を検討し、改修・更新を実施する。

② ライフサイクルコストについて

既存施設の長寿命化を最大限に図りながら、効果的で効率的な改修・更新を行い、ライフサイクルコスト※の適正化を目指す。

③ 規模の最適化

必要性が低くなった施設については、維持管理の効率化の観点から、廃止も検討し規模の最適化を図る。

※ライフサイクルコストとは

建物のライフサイクルに要する総費用。建物にかかる費用は建設費だけでなく、日常の保守、修繕費用、大規模な改修費用等が含まれる。(参考:国土交通省「保全ガイドブック」)

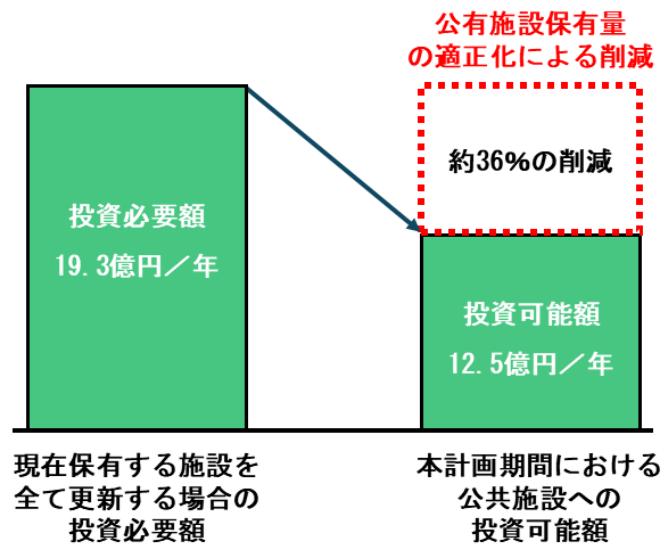
4 - 2 数値目標

(1) 建築系公共施設

建築系公共施設（うち旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く）に関する投資可能額は、3章で示したとおり年間 12.5 億円となっているが、公共施設を現状のまま保有した場合の更新額は平均して年間 19.3 億円となっており約 36% 財源が不足する。

このことを踏まえ、建築系公共施設（うち旧施設・普通財産・譲渡検討施設を除く）の延床面積を計画期間内に **36%削減** することを目標とする。

図 4-1：建築系公共施設の更新に係る投資必要額と投資可能額の比較



(2) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設についても投資的経費の大幅な増加が試算されたことを踏まえ、長寿命化を計画的に進めることで投資額を抑制する。

4 - 3 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

① 点検・保守

定期的・計画的な点検・診断等を実施し、公共施設の老朽化や劣化状況の把握に努め、適切な管理を行う。

② 施設の診断

点検・診断等の実施結果を蓄積し、情報共有を行いながら、次の点検・診断・補修に活用する「メンテナンスサイクル」を構築することで、施設の劣化を未然に防ぐよう努める。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 維持管理・修繕の実施方針

維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、原則として、壊れてから補修を行う事後保全型から、計画的に補修を行う予防保全型の維持管理へと転換する。長寿命化改修等を行うことにより、補修等の突発的なコスト発生を抑え、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化を図る。ただし、保有する全ての施設を予防保全型の維持管理とするのではなく、施設の経過年数や利用状況、個別施設計画で示された再編の方向性等、多角的な視点から費用対効果を検討したうえで、一部施設においては事後保全型の維持管理とする。

また、適切な施設運営・管理を行っていくため、指定管理者制度・業務委託等の導入や包括管理委託を実施し、運営費等の抑制を図る。なお、個別施設計画で計画期間内に再編対象となっている施設のうち、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理期間の更新を迎える前に施設や提供サービスのあり方について不断の検討を行う。

② 更新の実施方針

更新にあたっては、規模の縮小、他の施設の活用や複合化を図るほか、国や県からの補助金や地方債、PPPやPFI等の民間活力の導入など最も効率的・効果的な手法について検討する。

(3) 安全確保の実施方針

施設の点検・診断等により施設状況を的確に把握するとともに、適切な維持管理を行うことで安全性の確保を図る。

また、点検等により危険性が認められた施設は、費用面、利用状況、優先度を踏まえ、改修などの対策を講じる。ただし、総合的な判断により、改修せず廃止する場合もある。

(4) 耐震化の実施方針

本町ではこれまで、既存建築物について順次耐震診断を実施し、特に利用率や効果の高い施設、学校施設については、順次耐震補強工事等を実施してきた。

今後、旧耐震基準で建設された既存建築物については、計画期間内において維持する場合、耐震化を図ることとする。またその際においては、構造部分のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定し、十分な検討に努める。

また、インフラ系公共施設は、町民の生活への深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、優先度をつけて順次耐震化を図る。

(5) 長寿命化の実施方針

① 計画的な管理

老朽化が著しく利用者が少ない建築系公共施設は、計画的に廃止を検討する。今後も維持していく施設は、費用面や利用状況を考慮しながら計画的に大規模改修を実施し、長寿命化を推進する。ただし、長寿命化の実施により、かえってトータルコストがかさむ場合、建替えも検討する。

② 「予防保全」の考え方による計画的な保全と長寿命化

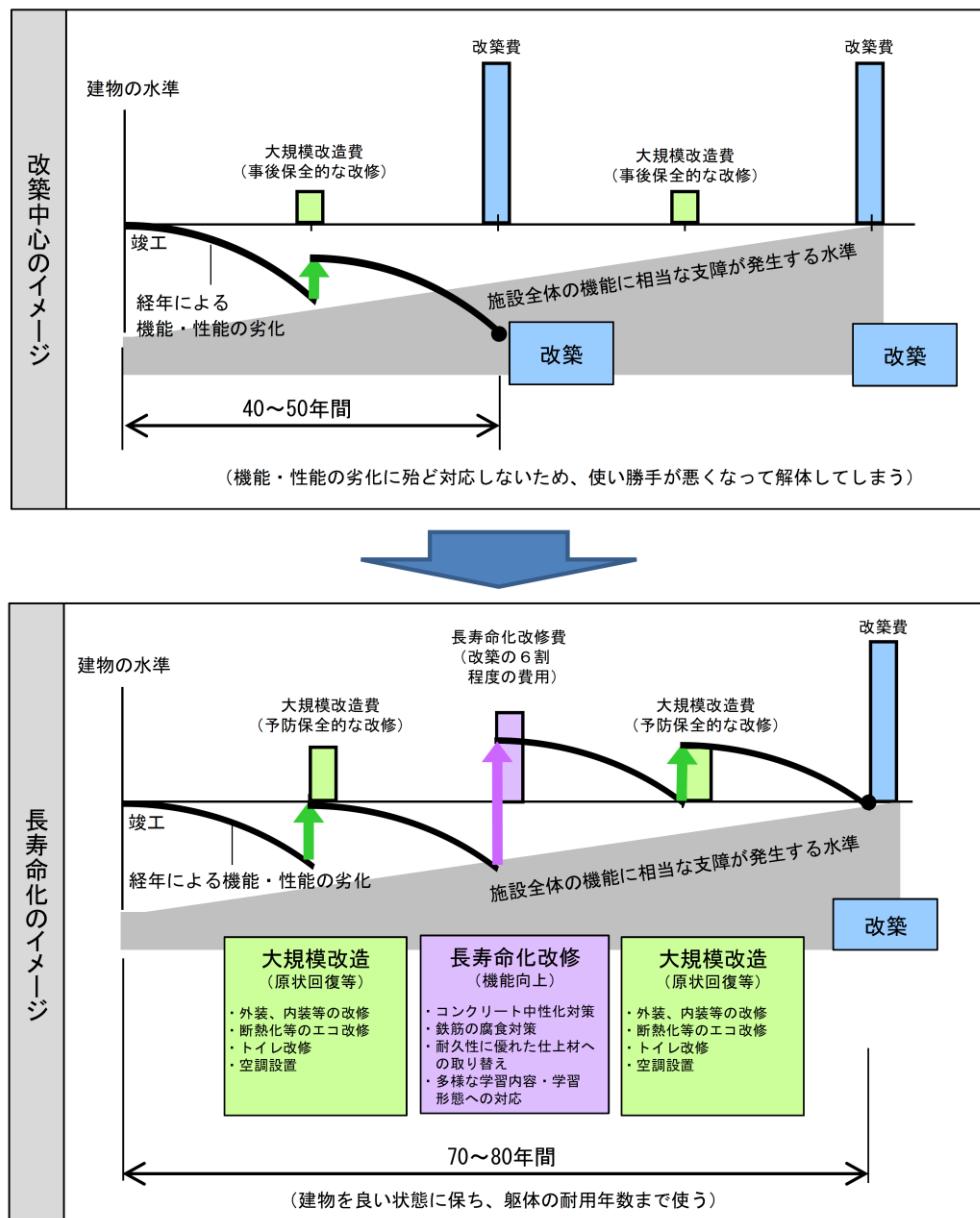
診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた「予防保全」によって、公共施設等の計画的な保全と長寿命化を進める。

図 4-2 は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものである。これまでの改築中心の「事後保全」では建設後 40 年以上を経過すると機能・性能が許容レベルに達さなくなり、使い勝手が悪くなるため、改築を繰り返すこととなる。

一方、「予防保全」の考え方により長寿命化等の計画的な保全を行うことで、突発的な事故による費用発生を減少させることが可能となる。さらに、施設の機能・性能についても、要求レベルを保つことができ、トータルコストを下げることが可能となる。建築系公共施設においては、主要な施設について、「予防保全」の考え方を定着させていく。

また、インフラ系公共施設は、計画的かつ効率的な維持管理を行い、長寿命化を推進する。

図 4-2 改築中心から長寿命化への転換イメージ



出典：文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成 29 年 3 月）

（6）ユニバーサルデザイン化の実施方針

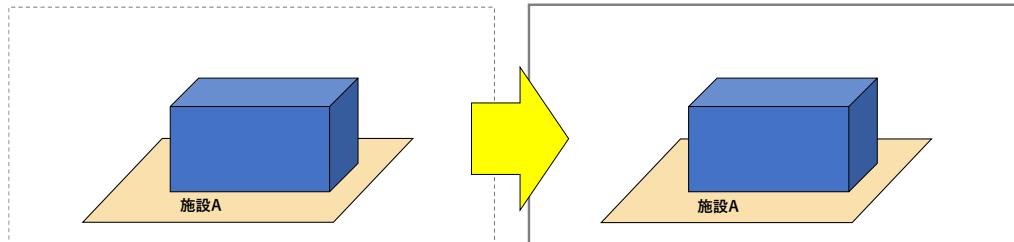
公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進める。

(7) 統合や廃止などの再編手法

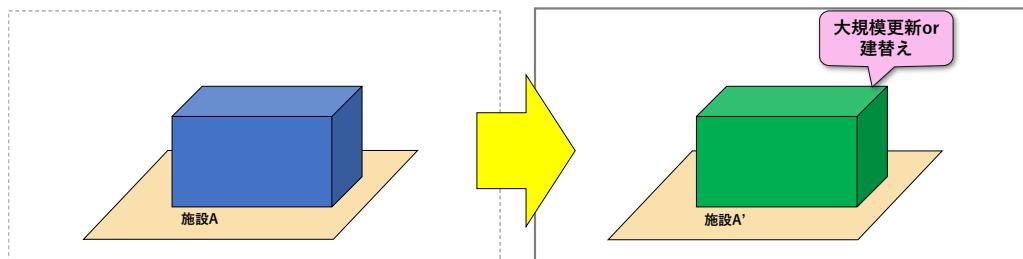
統合や廃止といった建築系公共施設の今後の方向性については、以下の手法で整理する。

① 繼続利用

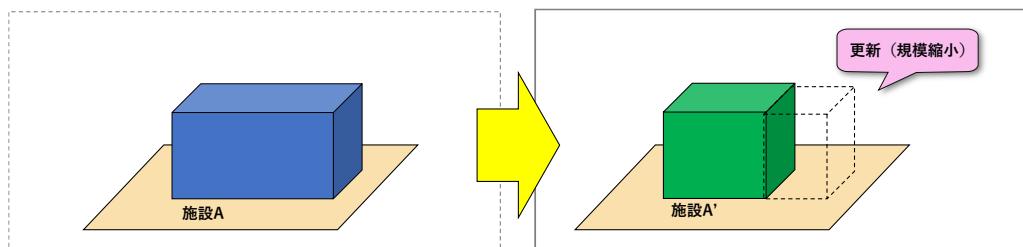
ア 維持：施設をそのまま維持して利用するもの。



イ 更新：大規模改修や建替えなど、投資を行って継続的に利用するもの。

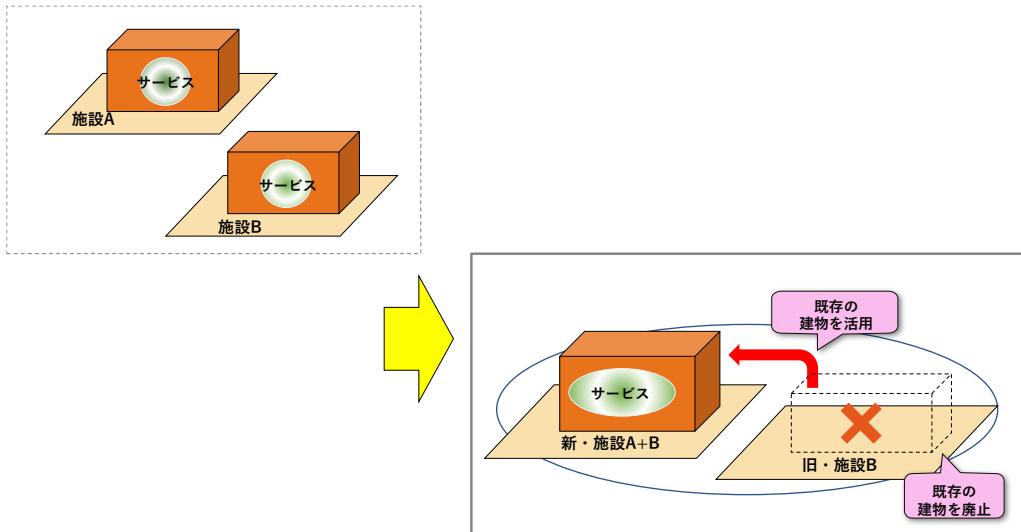


ウ 規模縮小：規模を縮小して更新を行うもの。

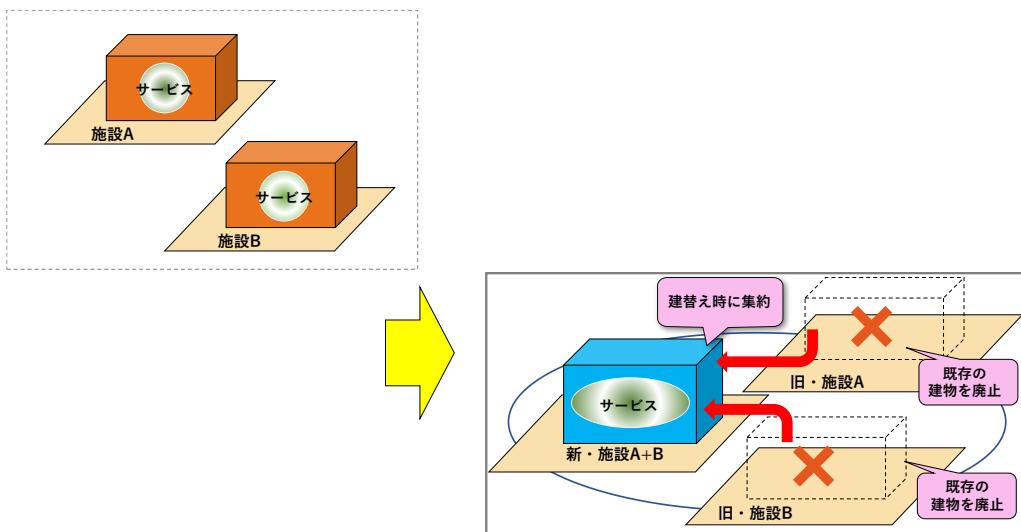


② 集約化

ア 集約化（既設）：既存の建物を活用して、集約化を行うもの。

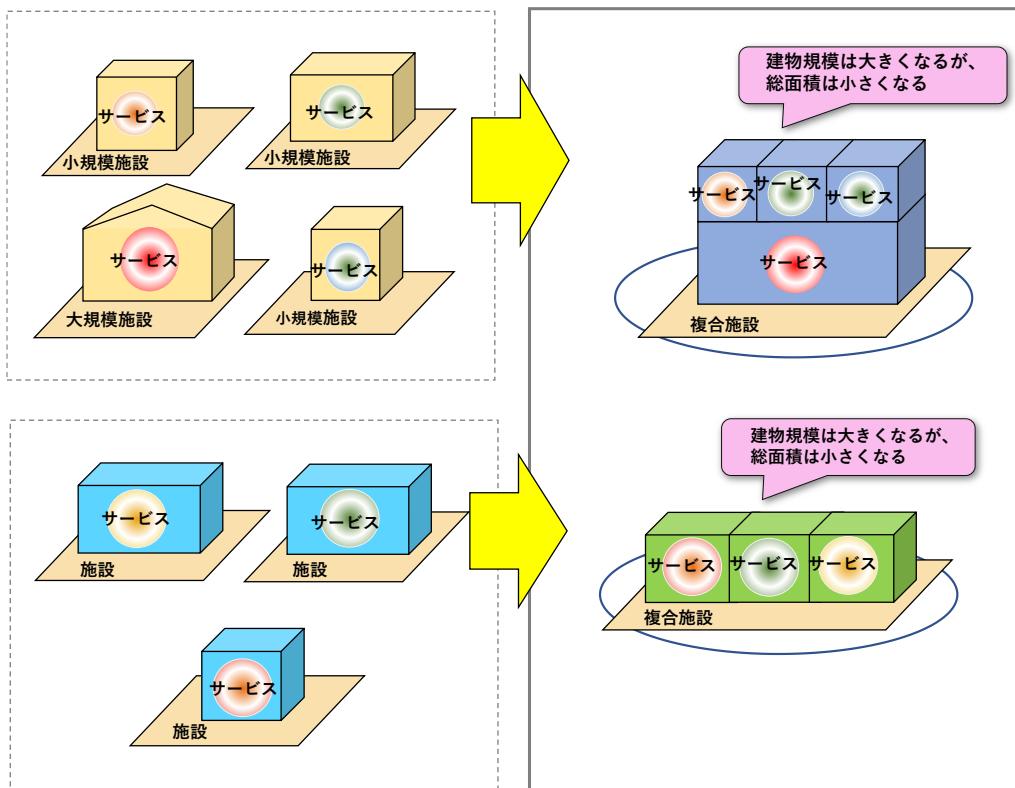


イ 集約化（新設）：新たに建物を新設して、集約化を行うもの。

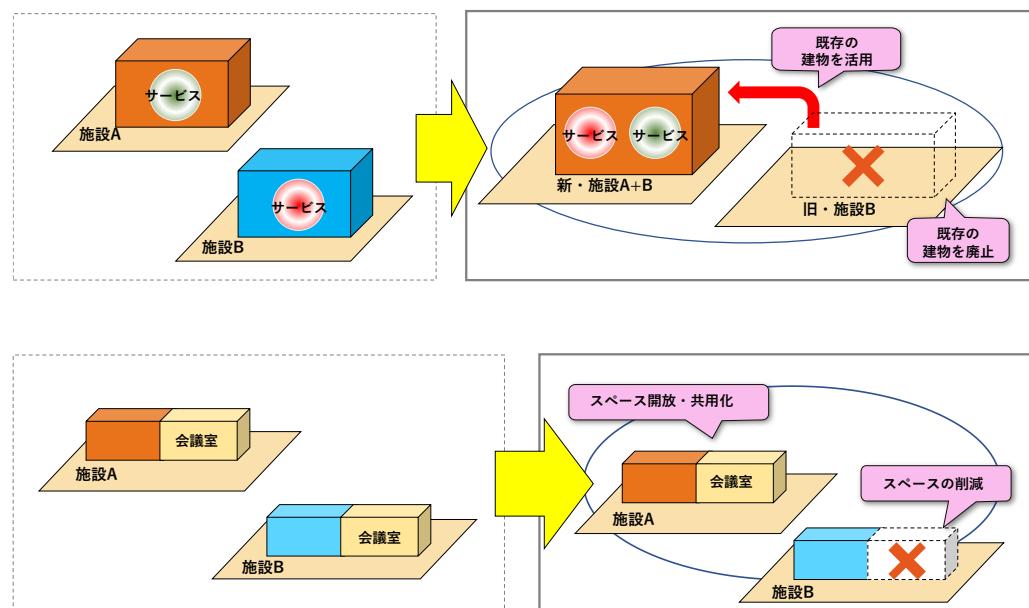


③ 複合化

ア 複合化（新設）：新たに建物を新設して、複合化を行うもの。

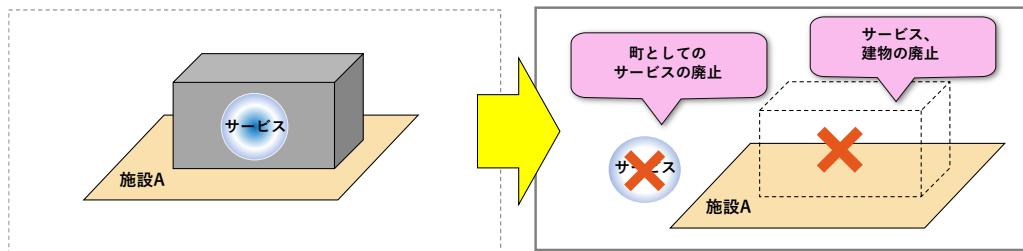


イ 複合化（既設）：既存の建物を活用して、複合化を行うもの。スペースの共有なども含む。

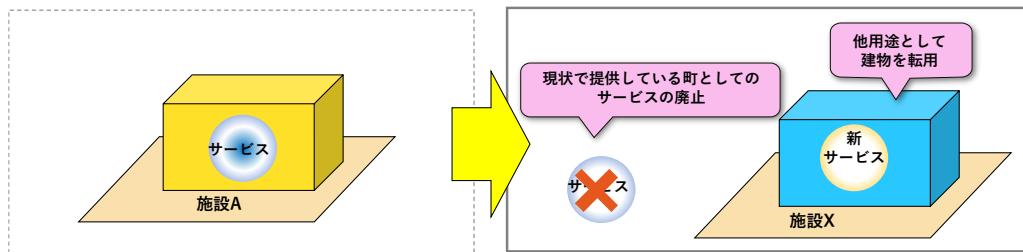


④ 廃止

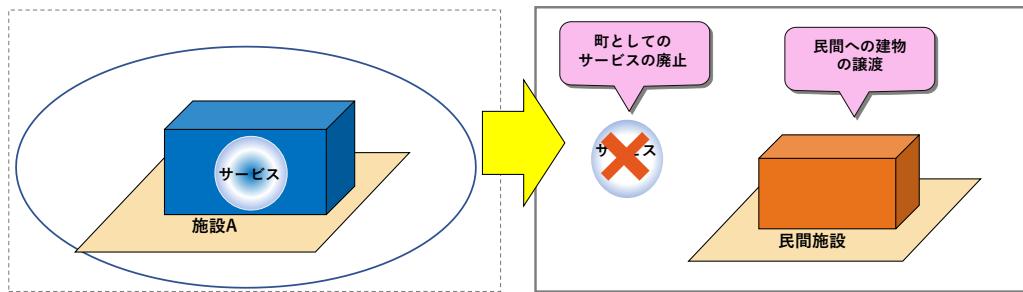
ア 除却：町として、サービス及び建物を廃止し除却するもの。



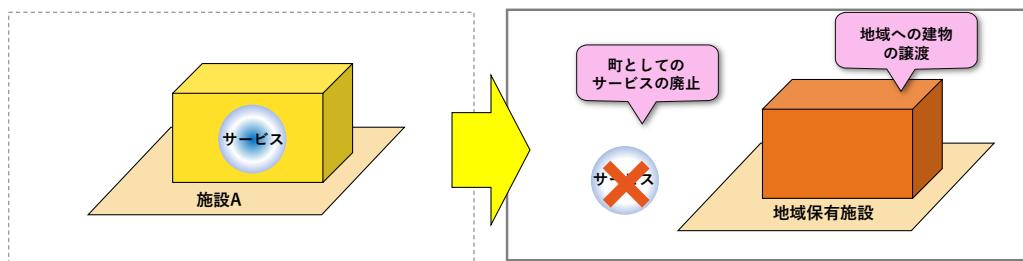
イ 転用：町としてのサービスを廃止し、他用途として建物を活用するもの。



ウ 民間譲渡：町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を民間へ譲渡するもの。



エ 地域移譲：町としてのサービスを廃止し、サービスとともに建物を地域団体等へ譲渡するもの。



(8) 統合や廃止などの実施方針

(7) で示した統合や廃止は、保有優先度^{※1}や施設の基礎情報（建築年、延床面積、構造、建物の老朽度）、利用状況・コスト状況（維持管理費等の情報）及び施設の劣化度から総合的に判断し、個別施設計画において再編の方向性を示す。

なお、個別施設計画の計画期間内に「更新」や「規模縮小」として継続利用の方向性が示された施設においては、災害等により予期せぬ改修が発生した場合、再編の方向性や対策の実施時期の再検討を適宜行う。

また、除却した施設の跡地について、他の行政用途がない場合、原則として売却あるいは貸付することで、保有資産のスリム化及び有効利用を図る。

※1 保有優先度とは

建築系公共施設（町営住宅・医療施設は除く）においては、人口減少・高齢化社会等、今後想定される社会を見据えて、「20年後も町として提供すべき必要な機能（サービス）は何か」という視点で、施設小分類ごとに保有優先度の検討を行った。

① 保有優先度の考え方

保有優先度の設定においては、「公共性の高さ」、「民間参入の可否」、「地域ブランド向上への寄与」、「他自治体の事例」など、多角的な視点で検討を行った。

② 保有優先度の設定

保有優先度は、高い順に「A」「B」「C」の3段階とし、以下のとおり定義した。

保有優先度	定義
A	行政として担うべき機能 (民間の参入が困難な機能)
B	行政として担うことが望ましい機能 (民間の参入は可能だが、行政として関与することが望ましい機能)
C	行政として担う必要性が低い機能 (民間で担える機能、施設として保有する必要性の低い機能)

③ 保有優先度の検討条件

- a 20年後の能登町を見据える。
- b 施設ではなく、機能で考える。（施設≠サービス）
- c 定性的な視点で検討する。^{※2}
- d 優先度が高い機能も、再編（集約・複合化等）の対象とする。

※2 「定性的な視点で検討する」とは、個別施設の利用人数やコスト等の数値的なデータではなく、行政が提供するサービスとしてのあり方について検討すること。

5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

5-1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

計画期間内に対策を行うものについては対策の実施時期と内容を以下のとおり示している。

(凡例1) エリアについて

能都地区 柳田地区 内浦地区

(凡例2) 構造について

SRC : 鉄骨鉄筋コンクリート造 RC : 鉄筋コンクリート造 CB : コンクリートブロック造

S : 鉄骨造 W : 木造

なお、複数の棟がある施設で構造が異なるものについては主な棟の構造を記載しているが、築年数が大きく異なるものについては区分して表記している。

また、延床面積は小数点以下を四捨五入しているため、全てを足したものと合計値は相違する。

目標耐用年数を「耐用年数」と表記している。目標耐用年数とは、法定耐用年数を超える使用目標年数のこと。本計画では日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」で示されている標準的な耐用年数である 60 年を採用する。

(1) 町民文化系施設

① 集会所

【管理に関する基本的な方針】

- 新築・改修等の支援制度をもって、地区と協議し地域移譲を進める。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
藤波地区集会所	36	W	67
藤ノ瀬地区集会所	139	W	47
間島集会所	58	W	46
柿生地区集会所	96	W	46
宮地生活改善センター	118	W	44
大平地区集会所	83	W	43
猪平地区集会所	281	W	42
羽根地区集会所	70	W	41
源平多目的集会所	75	W	38
柏木多目的集会所	103	W	38
鮎尾多目的集会所	93	W	38
曾又多目的集会所	108	W	37

真脇地区集会所	167	W	37
漆原多目的集会所	105	W	33
小浦地区集会所	146	W	30
本木地区集会所	197	W	30
太田原地区集会所	56	W	25
俎倉地区集会所	92	W	23
田町地区集会所	91	W	23
高齢者等活動施設	189	W	23
木住多目的集会所	99	W	19
四明ヶ丘集会所	164	W	12
矢波地区集会所	130	W	9
当目多目的研修センター	192	W	47
寺五地区生活改善センター	108	W	41
久田農事集会所	106	W	36
五十里集会場	168	W	34
大箱集会所	99	W	34
石井集会場	132	W	32
天坂集会場	110	W	32
鈴ヶ嶺集会場	108	W	31
重年集会所	112	W	29
北河内集会所	114	W	27
中ノ又集会所	129	W	22
斎和多目的集会所	150	W	19
野田コミュニティセンター	153	W	19
日詰脇集会所	68	W	9
河ヶ谷集会場	94	W	40
下市之瀬集会所（旧九十九湾サイトハウス）	132	W	37
赤崎コミュニティセンター	130	W	13
程谷集会所	66	W	10
立壁集会所	83	W	8
内浦長尾集会所	124	W	7
比那集会所	124	W	6
44 施設	5,198		

② 公民館

【管理に関する基本的な方針】

- ・ 分館については、劣化も進んでおり安全面に課題があるため廃止とする。
- ・ 計画期間内に耐用年数を迎えない施設は維持とする。
- ・ 計画期間内に耐用年数を迎えるものは、適正な規模※で更新する。
- ・ 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

※近年建設した公民館の実績から基準面積を概ね 400 m²と設定する。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
高倉公民館	947	RC	51
神野公民館	804	RC	44
瑞穂公民館	724	RC	46
三波公民館	335	W	5
柳田公民館	1,411	RC/S	51/6
柳田公民館柳田分館	300	W	不明
上町公民館	344	W	9
上町公民館合鹿分館	975	RC	47
小間生公民館	393	W	6
岩井戸公民館	787	RC	43
岩井戸公民館当目分館	945	RC	58
秋吉公民館	598	RC	53
不動寺公民館	704	RC	53
新白丸公民館 (白丸コミュニティ施設)	430	W	16/1
14 施設	9,697		

③ 図書館

【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
柳田教養文化館	696	W	25
1 施設	696		

④ 文化センター

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数を勘案して、令和4年度にハーモニーセンター・レクリエーションセンター除却済。

⑤ 研修施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して廃止を基本とするが、姫交流センターは整備時の補助金の財産処分制限後に除却を検討する。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
姫交流センター	732	RC	46
内浦多目的交流研修施設	342	W	45
2 施設	1,074		

(2) 社会教育系施設

① 博物館等

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
真脇遺跡縄文館	751	RC	28
藤波テニスミュージアム	126	RC	10
能登内浦のドブネ収蔵庫	429	W	9
能登町文化財収蔵庫	3,117	RC	38
石川県柳田星の観察館満天星	858	SRC	33
5 施設	5,281		

② 美術館

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
町立美術館 羽根万象美術館	606	RC	36
1 施設	606		

(3) スポーツ・レクリエーション施設

① 体育館

【管理に関する基本的な方針】

- 能都第二体育館は維持。
- その他の体育館は旧耐震施設であることから修繕はせず、既存施設は除却し、新総合体育館を整備する。
- 新総合体育館が整備されるまでは、当面は小中学校体育館の開放で対応。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能都体育館	1,499	SRC	46
能都第二体育館	1,573	SRC	42
柳田体育館	1,397	SRC	45
内浦体育館	2,965	SRC	45
内浦スポーツ研修センター	689	RC	47
5 施設	8,123		

② 野球場

【管理に関する基本的な方針】

- 柳田野球場は維持とし、その後の再整備方針については利用状況を踏まえて検討する。
- 内浦野球場は除却、能都野球場は現在活用中のため中期を目途に除却。
- 跡地の利活用について検討が必要。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能都野球場	42	S	47
柳田野球場	87	RC	45
内浦野球場	81	RC	46
3 施設	210		

③ 競技場

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して藤波運動公園多目的広場は維持、内浦陸上競技場（管理棟）は除却とする。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
藤波運動公園多目的広場 (ピアッツア)	551	RC	27
内浦陸上競技場 (管理棟)	70	CB	45
2 施設	621		

④ テニスコート

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
藤波運動公園管理中央センター	501	RC	42
屋内テニスコート	4,169	S	35
2 施設	4,670		

⑤ 武道館

【管理に関する基本的な方針】

- 町の武道場は、新総合体育館との複合化施設として計画予定。
- 当面は維持の方針とするが、大規模修繕が必要となった場合には除却とし、新総合体育館へ複合化する。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
内浦第二体育館	1,003	RC	34
1 施設	1,003		

⑥ 観光施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。
- 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
大屋根広場（倉庫棟）	84	W	1
大屋根広場（トイレ棟）	70	W	1
のと九十九湾観光交流センター	927	W	5
3 施設	1,081		

⑦ その他観光施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数から維持を基本とするが、赤崎海岸休憩舎は利用状況を勘案し除外とする。
- 九里川尻湾野営場及び赤崎海岸休憩舎については、石川県立能登少年自然の家への譲渡も検討する。
- 民間サービスが基本である施設は、民間譲渡も検討する。
- 維持とする施設については、利用期間が限られる施設が主であることから、事後保全型で取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
九里川尻湾野営場	40	W	42
赤崎海岸 休憩舎	132	W	37
五色ヶ浜海水浴場管理棟	104	W	34
恋路海水浴場更衣施設	107	W	32
九十九湾園地	446	W	不明
5 施設	829		

⑧ 飲食等施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度から民間アイデアの活用や官民連携の可能性を検討する。
- 集約化により維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
柳田植物公園 合鹿庵	186	W	40
柳田植物公園 レストラン花菖蒲	288	RC	39
柳田植物公園 売店	238	RC	26
3 施設	712		

⑨ 宿泊施設

【管理に関する基本的な方針】

- 類似施設の集約を前提として民間譲渡や民間活用を進め、宿泊施設の規模を適正化する。
- 民間企業の誘致を図っており、民間の進出意向により検討。
- 民間譲渡や民間活用が進まない場合は、集約化を検討する。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
宮地交流宿泊所こぶし（体育館含む）	960	RC/S	55
国民宿舎能登うしつ荘	2,693	RC/W	42/34/32
真脇ポーレポーレ	1,749	RC	29
国民宿舎能登やなぎだ荘	2,490	RC	49/40
セミナーハウス山びこ	1,195	W	35/31/5
柳田植物公園 アストロコテージ(H5)	274	W	32
柳田植物公園 アストロコテージ(H10)	303	W	27
ラブロ恋路	1,452	RC	22
8 施設	11,116		

⑩ 溫浴施設

【管理に関する基本的な方針】

- ・隣接する宿泊施設と一緒に取り扱うことが必要であり、宿泊施設の再編に合わせて民間譲渡を基本とするが、民間譲渡が進まない場合は維持を検討する。
- ・維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
縄文真脇温泉浴場	319	S	11
国民宿舎能登やなぎだ荘 温泉センター	409	RC	35
2 施設	728		

(4) 産業系施設

① 農業振興施設

【管理に関する基本的な方針】

- ・現在の指定管理者等への民間譲渡を基本とする。
- ・維持とする施設については、費用対効果を勘案し事後保全型で取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
農林産物加工処理施設（柏木）	130	W	21
ブルーベリー普及センター	39	W	15
2 施設	169		

② その他農業振興施設

【管理に関する基本的な方針】

- ・農園のあり方も含めて検討する。
- ・本施設については、利用状況や保有優先度を勘案し事後保全型で取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
七見台潮騒体験農園管理棟	175	W	20
1 施設	175		

③ 漁業振興施設

【管理に関する基本的な方針】

- 現在の指定管理者等への民間譲渡とする。
- 譲渡までの期間は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
宇出津港水産物鮮度保持施設	1,601	RC	9
宇出津港水産物加工処理施設	515	W	9
2 施設	2,116		

④ 産業振興施設

【管理に関する基本的な方針】

- 現在の指定管理者等への民間譲渡とする。
- 民間譲渡が進まない場合は、当面維持することも検討する。
- 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底する。ただし、施設・設備の長寿命化に際し、多額の費用が必要になった場合は、施設のあり方も含めて慎重に検討を行う。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能登海洋深層水施設	426	RC/W	20/14
1 施設	426		

⑤ 特産物直売所

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数に加え、利用状況を勘案して鮭尾直売所は民間譲渡とするが、特産物等直売施設（桜峠直売所）は道の駅の再整備にあわせて更新する。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
鮭尾直売所	20	W	13
特産物等直売施設（桜峠直売所）	129	W/RC	29/10
2 施設	149		

(5) 学校教育系施設

① 小学校

【管理に関する基本的な方針】

- 「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」（令和5年3月策定）に基づいて進める。
- 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。
- 各小学校のプール機能を集約化し、屋内プールを整備する。新総合体育館との複合化施設として計画。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
宇出津小学校	6,601	RC	49/5
鵜川小学校	3,447	RC	46
柳田小学校	5,441	RC	23
松波小学校	4,209	RC	55
小木小学校	4,356	RC	45
5 施設	24,054		

② 中学校

【管理に関する基本的な方針】

- 「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」（令和5年3月策定）に基づいて進める。
- 再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能都中学校	6,193	RC	12
柳田中学校	4,457	RC	47
松波中学校	5,082	RC	52
能都中学校小木校舎（旧小木中学校）	4,884	RC	48
4 施設	20,616		

(6) 子育て支援施設

① 保育所

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度と耐用年数に基づき、維持を基本とするが、利用者数の状況を見て集約化も検討する。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
鵜川保育所	497	W	24
うしつ保育所	1,174	S	1
柳田保育所	759	W	20
3 施設	2,430		

② 児童館

【管理に関する基本的な方針】

- 各地区における子どもの居場所機能として、維持を基本とするが、老朽化している施設は規模を縮小して更新する。
- 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
こどもみらいセンター	1,034	SRC	48
まつなみキッズセンター	466	W	52
2 施設	1,500		

(7) 保健・福祉施設

① 社会福祉施設

【管理に関する基本的な方針】

- 被災程度：温泉プール等（大規模損壊）、食堂・和室など（一部損壊）
- 各小学校のプール機能を集約化し、屋内プールを整備する。新総合体育館との複合化施設として計画。
- 温浴機能については民間による運営の可能性を検討。
- ※なごみの温泉・プール棟部分は除却する。復興期において、民間の活用状況によってデイサービス・食堂部分等は残すことも検討。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能登七見健康福祉の郷「なごみ」	2,527	RC	21
1 施設	2,527		

② 介護福祉施設

【管理に関する基本的な方針】

- 七見デイサービスセンター（なごみ併設施設）は令和6年6月末で事業廃止。
- 被災程度が小さいため、転用や譲渡、貸付を検討。
- 上記以外の施設は保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。

- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
藤波デイサービスセンター	401	RC	34
七見デイサービスセンター	253	RC	21
小木デイサービスセンター/ (小木生きがいデイサービスセンター)	439	RC/(W)	30/(24)
3 施設		1,093	

③ 老人福祉施設

【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき、他施設への集約化・複合化を基本とし、建物は民間譲渡・除却とする。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
老人憩の家たなぎ荘	523	RC	46
老人福祉センター笹ゆり荘	648	RC	45
老人憩の家九十九荘	129	W	40
3 施設		1,300	

(8) 行政系施設

① 消防庁舎

【管理に関する基本的な方針】

- ・ 保有優先度の考え方に基づき、維持とする。
- ・ 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能登消防署	1,433	RC	9
能登消防署 宇出津分署	1,499	RC	8

能登消防署 内浦分署	975	RC	29
3 施設	3,907		

② その他消防施設

【管理に関する基本的な方針】

- 令和 27 年度時点で耐用年数を迎えないものは、維持とし、更新が必要なものは適正な規模で更新を行う。
- 本施設については、倉庫・車庫機能が主であるため事後保全型で取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
宇出津第 1・第 2 分団詰所 (旧宇出津分署)	1,619	RC	44
高倉分団詰所	132	S	28
神野分団詰所	84	S	43
三波分団詰所	100	S	41
鵜川分団詰所	156	S	42
山田分団詰所	120	S	40
柳田地区消防団拠点施設 (柳田分団詰所)	160	S	27
上町分団詰所	69	W	29
岩井戸分団詰所	60	W	36
(小間生分団詰所) ※	(100)	W	1
松波分団詰所	150	W	3
秋吉分団詰所	89	W	29
不動寺分団詰所	89	W	25
白丸分団詰所	89	W	27
小木分団詰所	173	W	51
14 施設	3,090		

※R7 に建替えたため集計からは除外している

③ 行政庁舎

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、維持とする。
- 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能登町役場	6,414	RC	6
1 施設	6,414		

④ 総合支所

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、維持とする。
- 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
柳田総合支所	494	W	6
1 施設	494		

⑤ その他行政系施設

【管理に関する基本的な方針】

- 崎山山村開発センターと情報ネットワークセンターは、有線テレビ・インターネット機能の民間移行の状況にあわせて再編方法を検討する。
- 防災備蓄倉庫については、防災備蓄計画の改定にあわせて、新防災備蓄倉庫の整備を検討する。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。
- 柳田地区水防倉庫については、定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
崎山山村開発センター	645	RC	50
情報ネットワークセンター	462	RC	44
柳田地区水防倉庫	221	RC	35
防災備蓄倉庫	515	RC	30
小木地域交流センター	565	RC	5
5 施設	2,408		

(9) 公園

① 公園施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき維持を基本とするが、真脇遺跡公園・柳田植物公園（管理施設）は、使用していない施設を除却したうえで維持する。
- 維持とする施設については、日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
真脇遺跡公園	114	S	32
柳田植物公園（管理施設）	1,243	CB/S/W	21
2 施設	1,357		

(10) 供給処理施設

① 廃棄物処理施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持とする。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
衛生センター	1,198	SRC	36
能都埋立処分場（管理棟）	46	S	29
2 施設	1,244		

② 火葬場

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、維持とする。
- 予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕

によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能登三郷斎場（火葬場）	1,590	RC	29
1 施設	1,590		

③ 葬祭場

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき民間譲渡とし、サウンディング調査等、別途調査を行う。
- 維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能登三郷斎場 (多目的交流センター 第1ホール)	777	RC	29
能登三郷斎場 (多目的交流センター 第2ホール)	764	RC	19
2 施設	1,541		

④ その他供給処理施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、廃止を基本とするが、環境資材倉庫が担う倉庫機能は他施設への複合化を検討する。
- 維持とする場合は、定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
環境資材倉庫	346	RC	14
1 施設	346		

(11) その他

① 公共交通施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、バス乗務員休憩所についてはバス事業者への民間譲渡とする。
- 柳田天坂バス停留所、小木港バス待合所については維持とし、日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
バス乗務員休憩所	49	W	10
柳田天坂バス停留所	49	W	23
小木港バス待合所	54	W	20
3 施設		152	

② トイレ

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、維持を基本とし日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。また、利用状況を精査し、除却も検討する。ただし、除却前に地域移譲を打診する。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
ペイエリアポケットパーク公衆便所	58	RC	31
藤波長島公園トイレ	14	RC	23
岩井戸休憩所	50	W	24
秋吉あまめはぎ公園 便所	43	W	34
日和山公園 便所	8	W	25
赤崎公衆便所	6	W	19
6 施設		179	

(12) 複合施設

【管理に関する基本的な方針】

- 機能が多岐にわたっており、耐用年数を迎えないものは維持を基本とするが、鵜川公民

- 館（公民館・鵜川支所）の公民館部分は、適正な規模※で更新する。
- 維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。
- ※公民館と同様に、基準面積を概ね 400 m²と設定する。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
鵜川公民館（公民館・鵜川支所）	887	SRC	47
観光・地域交流センター（コンセールのと）（宇出津公民館・中央図書館・バス待合所・観光情報ステーション）	1,997	W	11
小木地域交流センター（小木支所・小木公民館）	907	S	34
内浦総合支所（総合支所・松波公民館・松波図書館（分館））	1,888	S	6
4 施設	5,679		

（13）用途廃止施設

① 旧施設

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、順次除却を進める。ただし、旧真脇小学校は、収蔵物の集約先として活用する。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
旧三波小学校	2,574	RC	47
旧神野小学校（体育館部分）	650	RC/S	59/40
旧宇出津公民館	890	RC	49
旧フルーツ管理センター（倉庫のみ）	40	RC	29
旧訪問看護ステーション事務所	36	S	53
旧内浦クリーンセンター (ごみ袋置き場兼備蓄倉庫のみ)	225	SRC/S/S	28/28/28
6 施設	4,415		

② 普通財産

【管理に関する基本的な方針】

- 保有優先度の考え方に基づき、譲渡や売却を検討し、改修や更新は行わない。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
旧神野保育所	320	RC	39
旧能登広域勤労青少年ホーム	523	RC	37
旧柳田分署	358	RC	不明
旧内浦町農業総合センター	494	W	37
旧小木漁協倉庫	337	S	20
旧内浦土地改良区事務所	87	不明	不明
能登自動車学校	901	RC	—
7 施設	3,020		

③ 譲渡検討施設

【管理に関する基本的な方針】

- 金沢大学に譲渡を検討する。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
能登海洋水産センター	1,044	S	6
1 施設	1,044		

5-2 その他建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 町営住宅

【管理に関する基本的な方針】※公営住宅等長寿命化計画より抜粋

①ストックの状況把握・修繕の実施・データ管理に関する方針

- 公営住宅等の長寿命化に向けては、対処療法的な「事後保全」ではなく、故障や不具合を未然に防ぐ「予防保全」を推進する必要がある。予防保全によって入居者の安全を確保するとともに、設備機能の停止を回避することが可能となる。
- 計画的な予防保全を実施するためには、故障や不具合の兆候を早期に発見することが重

要となる。このため、定期点検や日常点検、法定点検を適切に実施し、ストックの状況をデータベース等に記録し、公営住宅等の着実かつ効率的・効果的な修繕・維持管理に役立てる。

②長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

- ①で示した予防保全の観点に基づく日常的な保守点検や計画修繕、改善事業の充実によりストックの長寿命化を図ることは、従来型の短いサイクルでの更新に比して、ライフサイクルコストの縮減にもつながる。
- 今後の公営住宅等の改善事業の実施にあたっては、建物の老朽化や劣化による事故、居住性の低下等を未然に防ぐ、予防保全的な改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
田の浦町営住宅 1～3号棟	145	W	66
城野町営住宅 1～24号棟	3,357	W	6～33
中央町営住宅 2号棟	214	簡易耐火	51
新港町営住宅 1号棟	861	RC	36
波並町営住宅 1～5号棟	491	簡易耐火	47
鵜川町営住宅 1～25号棟	1,097	W	46
桜木団地共同施設・桜木町営住宅 1～2号棟	2,856	RC	24
姫団地 1号棟	1,227	RC	31
鵜川駅前団地 1号棟	536	RC	26
たなぎ団地 1号棟	1,784	RC	21
城野町営住宅（元教員住宅）	49	W	59
ひかり団地 1～5号棟	585	W	35
いしい団地 1号棟	228	W	26
さくら団地 1～9号棟	1,666	W	31
わすみ団地 1～13号棟	3,087	W	25
梅ノ木団地 1～5号棟	1,325	W	5～13
枇杷坂団地 1～3、4号棟	958	簡易耐火	48
もちの木団地 1～10号棟	833	簡易耐火	47
九十九団地	709	RC	47
19 施設	22,008		

(2) 医療施設

【管理に関する基本的な方針】

- ・ 地域医療の基幹病院として、医療・保健・福祉の総合的なサービスと格差のない医療の提供を果たすため、今後も必要な機能を確保する。
- ・ 施設の管理にあたっては、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に努める。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
公立宇出津総合病院	10,727	RC	34
公立宇出津総合病院（看護師住宅）	235	W	11
公立宇出津総合病院（医師公舎）	461	RC	36
公立宇出津総合病院（医師住宅1～3号棟）	412	W	36
公立宇出津総合病院（医師住宅5号棟）	82	W	54
公立宇出津総合病院（医師住宅6～7号棟）	248	W	34
公立宇出津総合病院（医師住宅8～11号棟）	524	W	32
公立宇出津総合病院（医師住宅12号棟）	131	W	24
公立宇出津総合病院（医師住宅13・15～17号棟）	307	W	15
公立宇出津総合病院（医師住宅）	138	W	36
10 施設	13,265		

(3) バス待合所

【管理に関する基本的な方針】

- ・ バス待合所については、地区と協議し地域移譲を進める。

【施設一覧】

施設名	延床面積 (m ²)	構造	経過年数
田谷出バス待合所	2	W	18
曾又バス待合所	2	W	18
宇加塚バス待合所	2	W	18
なごみバス待合所	6	W	20
矢波弁天バス待合所	6	W	20
辺田の浜バス待合所	8	S	13

宇出津病院前バス待合所	13	S	20
縄文真脇温泉口バス待合所	8	S	18
能登瑞穂バス待合所（上り）	8	W	31
能登瑞穂バス待合所（下り）	17	S	31
鵜川口（上り）バス待合所	6	W	20
中斎丑屋地バス待合所	7	W	23
上河内バス待合所	7	W	23
下河内バス待合所	13	W	22
西谷バス待合所	7	W	22
東谷バス待合所	7	W	23
四谷バス待合所	7	W	22
金山バス待合所	7	W	22
柳田バス待合所	7	W	23
上町公民館前バス待合所	7	W	23
上町バス待合所	7	W	23
笹川バス待合所	7	W	23
中の又バス待合所	15	W	23
下当目バス待合所	7	W	23
兜地バス待合所	7	W	23
立岩地バス待合所	7	W	23
黒川バス待合所	7	W	23
多々羅バス待合所	7	W	22
小木の又バス待合所	7	W	22
久田バス待合所	7	W	22
能海山市場バス待合所	7	W	23
寺分バス待合所	7	W	22
原反保バス待合所	2	W	18
神和住バス待合所	7	W	22
中斎バス待合所	7	W	22
能登新保バス待合所	6	W	20
九里川尻バス待合所	6	W	20
九ノ里薬師寺前バス待合所	6	W	20
松波城跡公園口バス待合所	6	W	20
小木本町バス待合所	10	W	45
九十九湾バス待合所	6	W	20
上ライスセンター前バス待合所	6	W	38
42 施設	301		

5-3 インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

- ・ 道路の補修や改良にあたっては、道路の重要性に応じて管理水準を変えるなど、優先順位を定め、財政状況を勘案しながらコストの縮減や平準化に努める。
- ・ 主要な道路や道路付属施設等について、国が定める点検実施要領に基づき、定期的な点検を実施し、維持修繕を行う。その他の生活道路等については、日常パトロールによる点検を実施、維持修繕を行う。

(2) 橋梁

- ・ 能登町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高いものから順次補修や架替えを進める。また今後は、同一地区で複数の架橋がある場合、集約化も検討する。
- ・ 橋梁を良好な状態に保つため、定期的なパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努める。
- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

(3) 公園等

- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
- ・ 公園遊具の点検結果のみならず、利用実態を踏まえ、利用頻度の低い遊具等は撤去も検討する。

(4) 河川・ダム・砂防

- ・ 破損のおそれがある護岸や堤体については、優先度の高いものから順次補修・改修工事を実施する。
- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、浸水被害等の防止・軽減を図る。さらに、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

(5) 海岸・漁港

- ・ 老朽化が見られる施設については、優先度の高いものから順次補修・改修工事を実施する。
- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、浸水被害等の防

止・軽減を図る。さらに、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

(6) 上水道施設

- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
- ・ 能登町水道事業アセットマネジメントに基づき、管理及び計画的な更新を行う。

(7) 下水道施設

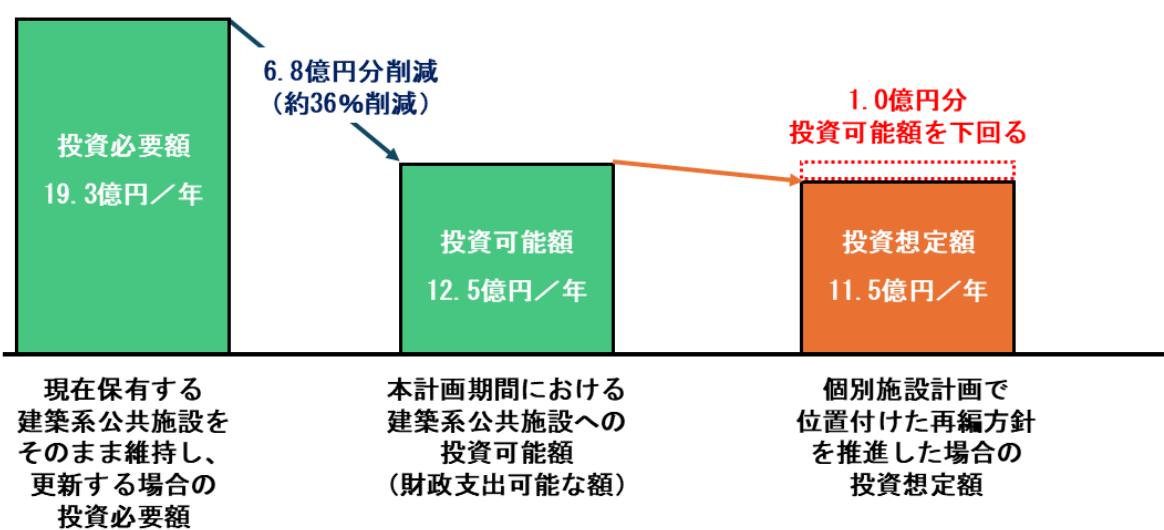
- ・ 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。
- ・ 能登町下水道ストックマネジメント計画に基づき、管理及び計画的な更新を行う。
- ・ 地域の状況に応じて、下水道から浄化槽への見直しを検討する。

6章 計画の推進

6-1 計画推進後の更新経費の見込み

建築系公共施設の投資想定額は、第2期能登町公共施設個別施設計画を推進することにより、年間11.5億円となる見込みである。町が財政支出可能な額としての投資可能額は年間12.5億円と設定しているため、年間1.0億円程度の財源の余剰分が生まれる結果となった。昨今の物価高騰の影響や能登半島地震等の被害からの復旧等に備え、この財源の余剰分は建設費・修繕費等の高騰への対応や町民サービスへの還元に資する財源として活用する。

図6-1：個別施設計画を推進することによる更新経費の見込み



6-2 計画の推進方策

(1) 町民との情報共有

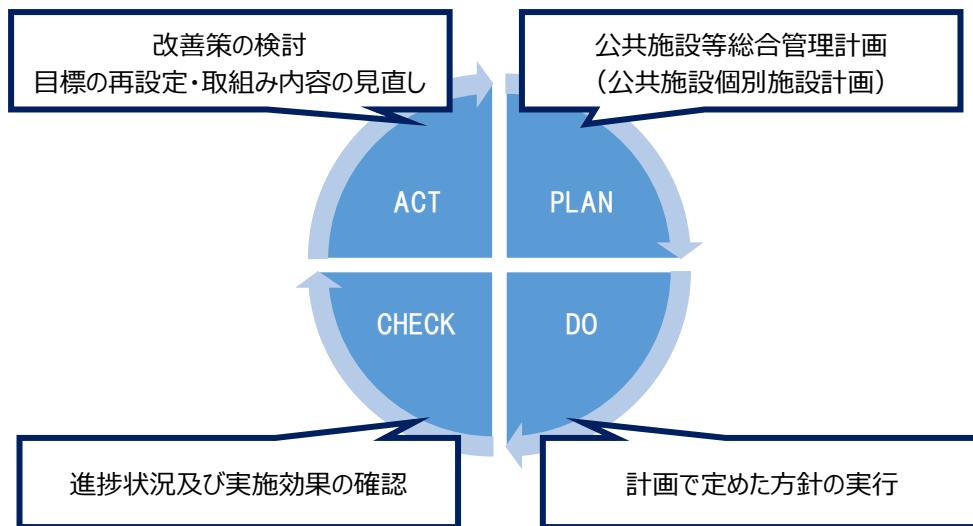
公共施設の保有量等の適正化や再編は、短期間に進むものではないことから、中長期的な視点により、着実に実行していく必要がある。一方で、震災の影響を加味して、公共施設の利用可能性や利用ニーズについても町民の方々との情報共有を密にし、官民が連携して公共施設マネジメントに取り組む必要がある。

(2) 計画の進捗管理・見直し

本計画を着実に進めていくために、PDCA サイクルによるフォローアップを実施し、公共施設で提供する行政サービスの量及び質のマネジメントを行う。

毎年、各施設の利用状況や経費等の増減、短期的に取り組む事業等の進捗状況を確認し、目標の達成状況や実施効果を評価する。また、各施設の運営実態や本計画の進捗状況、関連計画の更新時期等を考慮しながら、適宜計画の見直しを行う。

図 6-2：フォローアップの実施方針



(3) 推進体制

① 全庁的な取組みの推進

本計画の推進を図るため、施設重視から機能重視へ発想を転換するという考えに基づき、本町の施設全体を統括する公共施設マネジメント推進委員会を設置する。また、当該委員会だけでなく施設所管部門、総務部門など全庁的な連携及び調整を行うとともに、町民や議会等との情報共有や合意形成を図りながら、取組みを進めていく。

また、個別のプロジェクトについては、プロジェクトごとに部署横断的なチームを立ち上

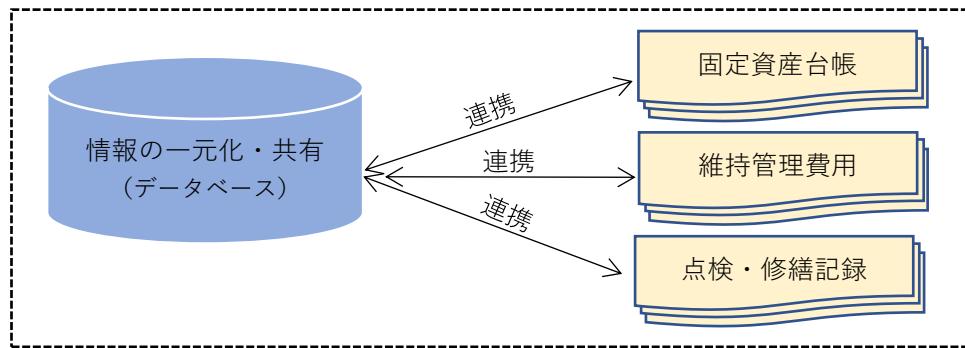
げ、多角的に検討する体制を構築する。

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧復興に関する主管部局との連携を図り、施設方針の更新を適宜図る。

② 施設情報の一元化

固定資産台帳、維持管理費用、点検・修繕の記録など公共施設の維持管理情報を一元化し、データを蓄積することにより効果的・効率的な維持管理を進めていくとともに、施設を客観的に評価できる仕組みを構築する。

図 6-3：施設情報の一元化イメージ



**能登町公共施設等総合管理計画
改訂版（第2期）**

平成29年3月策定
令和8年 月改訂

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津卜字50番地1

能登町役場 企画財政課

TEL: 0768-62-8535

FAX: 0768-62-4506【代表】

